

広島沿岸海岸保全基本計画

現行計画と変更計画(案)の対比表

平成25年10月18日

広島県

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
	<p data-bbox="578 556 1365 619">広島沿岸海岸保全基本計画</p> <p data-bbox="608 661 1335 766">～ 自然にやさしく，暮らしを守る， みんなが楽しいひろしまの海辺づくり ～</p> <p data-bbox="801 1459 1142 1522">平成 14 年 9 月</p> <p data-bbox="756 1638 1187 1701">広 島 県</p>	<p data-bbox="1795 556 2582 619">広島沿岸海岸保全基本計画</p> <p data-bbox="2092 640 2285 703">(変更案)</p> <p data-bbox="1825 724 2552 829">～ 自然にやさしく，暮らしを守る， みんなが楽しいひろしまの海辺づくり ～</p> <p data-bbox="2003 1480 2359 1543">平成 25 年 10 月</p> <p data-bbox="1973 1659 2404 1722">広 島 県</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
目次	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>はじめに</p> <p>第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項 1</p> <p>1-1 海岸の概要 1</p> <p>1-2 自然的特性 3</p> <p>1-3 社会的特性 5</p> <p>1-4 海岸の課題 8</p> <p>1-4-1 防護に係る課題 8</p> <p>1-4-2 環境の整備及び保全に係る課題 9</p> <p>1-4-3 公衆の適正な利用に係る課題 10</p> <p>1-4-4 海岸全体に係る課題 11</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項 12</p> <p>2-1 広島沿岸の長期的な在り方 12</p> <p>2-1-1 基本理念 12</p> <p>2-1-2 基本目標 14</p> <p>2-2 海岸の防護に関する事項 16</p> <p>2-2-1 海岸の防護の目標 16</p> <p>2-2-2 海岸の防護の施策 17</p> <p>2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 19</p> <p>2-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標 19</p> <p>2-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策 20</p> <p>2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 22</p> <p>2-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標 22</p> <p>2-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策 23</p> <p>2-5 海岸の保全に関するその他の事項 26</p> <p>2-6 広島沿岸の海岸保全の方向性 27</p> <p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 30</p> <p>第Ⅲ章 今後の取り組み方針 46</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>はじめに</p> <p>第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項 1</p> <p>1-1 海岸の概要 1</p> <p>1-2 自然的特性 3</p> <p>1-3 社会的特性 5</p> <p>1-4 海岸の課題 8</p> <p>1-4-1 防護に係る課題 8</p> <p>1-4-2 環境の整備及び保全に係る課題 9</p> <p>1-4-3 公衆の適正な利用に係る課題 10</p> <p>1-4-4 海岸全体に係る課題 11</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項 12</p> <p>2-1 広島沿岸の長期的な在り方 12</p> <p>2-1-1 基本理念 12</p> <p>2-1-2 基本目標 14</p> <p>2-2 海岸の防護に関する事項 16</p> <p>2-2-1 海岸の防護の目標 16</p> <p>2-2-2 海岸の防護の施策 17</p> <p>2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 19</p> <p>2-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標 19</p> <p>2-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策 20</p> <p>2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 22</p> <p>2-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標 22</p> <p>2-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策 23</p> <p>2-5 海岸の保全に関するその他の事項 26</p> <p>2-6 広島沿岸の海岸保全の方向性 27</p> <p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 31</p> <p>1. 施設整備の方向性 32</p> <p>1-1 広島沿岸の地域区分 32</p> <p>1-2 整備の方向性 67</p> <p>2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細 83</p> <p>第Ⅲ章 今後の取り組み方針 139</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
はじめに	<p>はじめに</p> <p>瀬戸内海のほぼ中央に位置している広島県では、大小幾多の島々が点在していることから、海岸延長も非常に長く約1,129kmにも及びます。瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、多島美や白砂青松に代表されるように風光明媚な海岸線が続いています。</p> <p>また、瀬戸内海の地形的特性から潮汐の干満差が3～4mと非常に大きいことが特徴です。そのため干潟が多く分布しており、生物の貴重な生息域となっており、潮干狩り等を楽しむ人々も多くみられます。夏場には、海水浴や海洋性レジャー等の利用でも賑わいます。</p> <p>一方で、台風の通過コースにあたることも多く、満潮時と重なり甚大な被害を受けることも少なくありません。特に太田川のデルタ地域に発展した広島市沿岸域は、台風に伴う高潮の常襲地帯であり、平成3年に台風19号で大きな被害を受けているほか、昭和以降でも、台風による高潮は、平成11年の台風18号までに12回を記録しています。</p> <p>このため、本県では、県民の生命・財産を守るため高潮対策事業に力をいれてきました。さらに近年では、環境への意識や海岸へのニーズの高まりから、海岸環境や利用面にも配慮した海岸整備を推進しています。</p>	<p>はじめに</p> <p>瀬戸内海のほぼ中央に位置している広島県では、大小幾多の島々が点在していることから、海岸延長も非常に長く約1,128kmにも及びます。瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、多島美や白砂青松に代表されるように風光明媚な海岸線が続いています。</p> <p>また、瀬戸内海の地形的特性から潮汐の干満差が3～4mと非常に大きいことが特徴です。そのため干潟が多く分布しており、生物の貴重な生息域となっており、潮干狩り等を楽しむ人々も多くみられます。夏場には、海水浴や海洋性レジャー等の利用でも賑わいます。</p> <p>一方で、台風の通過コースにあたることも多く、満潮時と重なり甚大な被害を受けることも少なくありません。特に太田川のデルタ地域に発展した広島市沿岸域は、台風に伴う高潮の常襲地帯であり、県下沿岸部は、平成3年に台風19号で大きな被害を受けるなどしているほか、高潮による浸水は数年に1度の頻度で発生しています。昭和以降でも、台風による高潮は、平成16年の台風16号・18号までに14回を記録しています。</p> <p>このため、本県では、県民の生命・財産を守るため高潮対策事業に力をいれてきました。さらに近年では、環境への意識や海岸へのニーズの高まりから、海岸環境や利用面にも配慮した海岸整備を推進しています。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

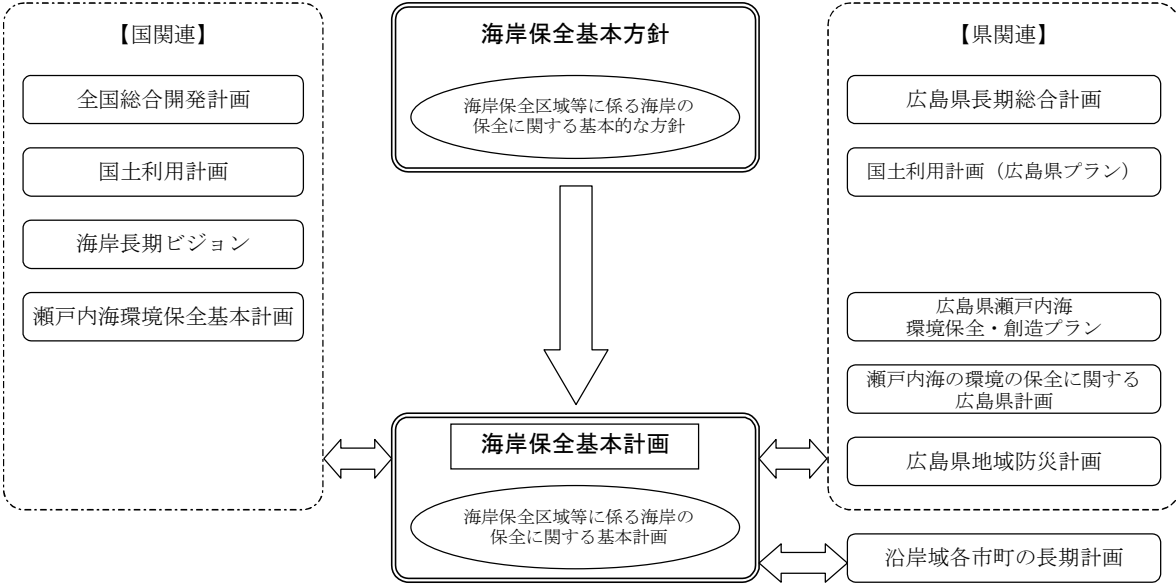
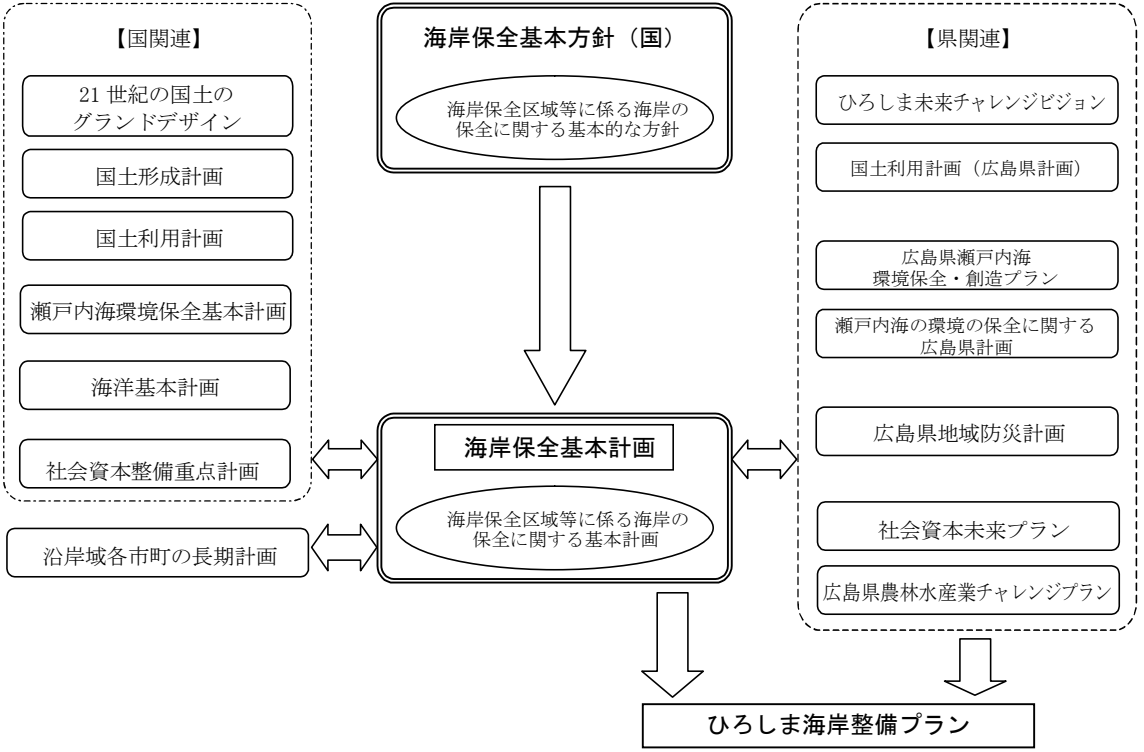
項目	現行計画	変更計画（案）
はじめに	<p>このような中、平成 11 年に海岸法が改正され、その目的として、従来の「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加えられました。また、一般公共海岸区域が新たに創設され、施設整備を伴わない海岸における適正な管理についても定められています。</p> <p>さらに、この海岸法の改正により、海岸の保全に関する基本的な方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、国の定めた海岸保全基本方針に従い、県の海岸保全基本計画を策定し、総合的な海岸の保全を計画的に推進することとなりました。</p> <p>基本計画の策定にあたっては、住民アンケートや市町ヒアリングを実施し、住民からは、海辺の景観や環境に配慮した海岸保全施設の整備や海辺に近づきやすく利用しやすい海岸整備が求められています。</p> <p>県では、これらをふまえて、「自然にやさしく、くらしを守る、みんなが楽しいひろしまの海辺づくり」を基本理念とし、美しく豊かな海岸を次世代に継承するために、住民との合意形成を図りながら、地域と一体となって、防護・環境・利用の調和のとれた広島らしい海岸づくりをめざします。</p> <div data-bbox="1053 315 1528 1281" style="text-align: center;"> <p>《法目的の改正》</p> <p>《海岸保全の計画制度》</p> </div>	<p>このような中、平成 11 年には海岸法が改正され、その目的として、従来の「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加えられました。また、一般公共海岸区域が新たに創設され、施設整備を伴わない海岸における適正な管理についても定められています。</p> <p>さらに、この海岸法の改正により、海岸の保全に関する基本的な方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、広島県では国の定めた海岸保全基本方針に従い、県の海岸保全基本計画を地域の意向等を反映させた「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 14 年に策定し、総合的な海岸の保全を計画的に推進することとなりました。</p> <p>平成 16 年には台風 16 号及び 18 号といった一部観測所において既往最高潮位を更新する著名な台風が来襲し、甚大な高潮被害が発生しました。これらの台風や、近年の潮位変化を計画に反映させ、高潮災害の再発防止を図る必要があります。</p> <p>また、平成 23 年 3 月 11 日には東北地方太平洋沖地震が発生し、津波により東北地方沿岸は甚大な被害を受けました。この津波被害を踏まえて、国から 2 つのレベルの津波の考え方（最大クラスの津波・比較的発生頻度の高い津波）が示され、広島沿岸においても、発生が想定されている南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震及び津波に対して、適切な対応を講じる必要があります。</p> <p>基本計画の策定にあたっては、住民アンケートや市町ヒアリングを実施し、住民からは、海辺の景観や環境に配慮した海岸保全施設の整備や海辺に近づきやすく利用しやすい海岸整備が求められています。</p> <p>このような背景を踏まえ、本計画の変更は、高潮への対策強化や津波への対応を目的として行うものです。</p> <p>県では、これらをふまえて変更後の本計画に基づいて、「自然にやさしく、くらしを守る、みんなが楽しいひろしまの海辺づくり」を基本理念とし、美しく豊かな海岸を次世代に継承するために、住民との合意形成を図りながら、地域と一体となって、防護・環境・利用の調和のとれた広島らしい海岸づくりをめざします。</p> <div data-bbox="2255 315 2730 1281" style="text-align: center;"> <p>《法目的の改正》</p> <p>《海岸保全の計画制度》</p> </div>

項目	現行計画	変更計画（案）
はじめに	<p>The infographic is centered around a green circle labeled '調和' (Harmony). It is divided into three main sections: '防護' (Protection) on the left, '利用' (Utilization) on the right, and '環境' (Environment) at the bottom. <ul style="list-style-type: none"> 防護 (Protection): Shows '施設の耐久性を高める面的防護方式の推進' (Promotion of surface protection methods to increase facility durability) and '機能不足及び老朽化施設の改良' (Improvement of facilities with insufficient function and aging). A '改良前' (Before improvement) image shows a plain concrete wall, while '改良後' (After improvement) shows a more natural, textured stone wall. 利用 (Utilization): Shows '学習活動や健康増進の場として利用できる海岸' (Coastal areas usable as sites for learning activities and health promotion) and '海洋性レクリエーションが楽しめる海岸' (Coastal areas where marine recreational activities can be enjoyed). 環境 (Environment): Shows '多様な生物の生息できる海岸' (Coastal areas where diverse organisms can live) and '歴史・文化資源等周辺景観との調和に配慮した海岸' (Coastal areas with consideration for harmony with surrounding landscape and historical/cultural resources). A central text block reads: '自然にやさしく, 暮らしを守る, みんなが楽しい ひろしまの海辺づくり' (Creating a seafront in Hiroshima that is kind to nature, protects life, and is fun for everyone).</p>	<p><変更なし></p>

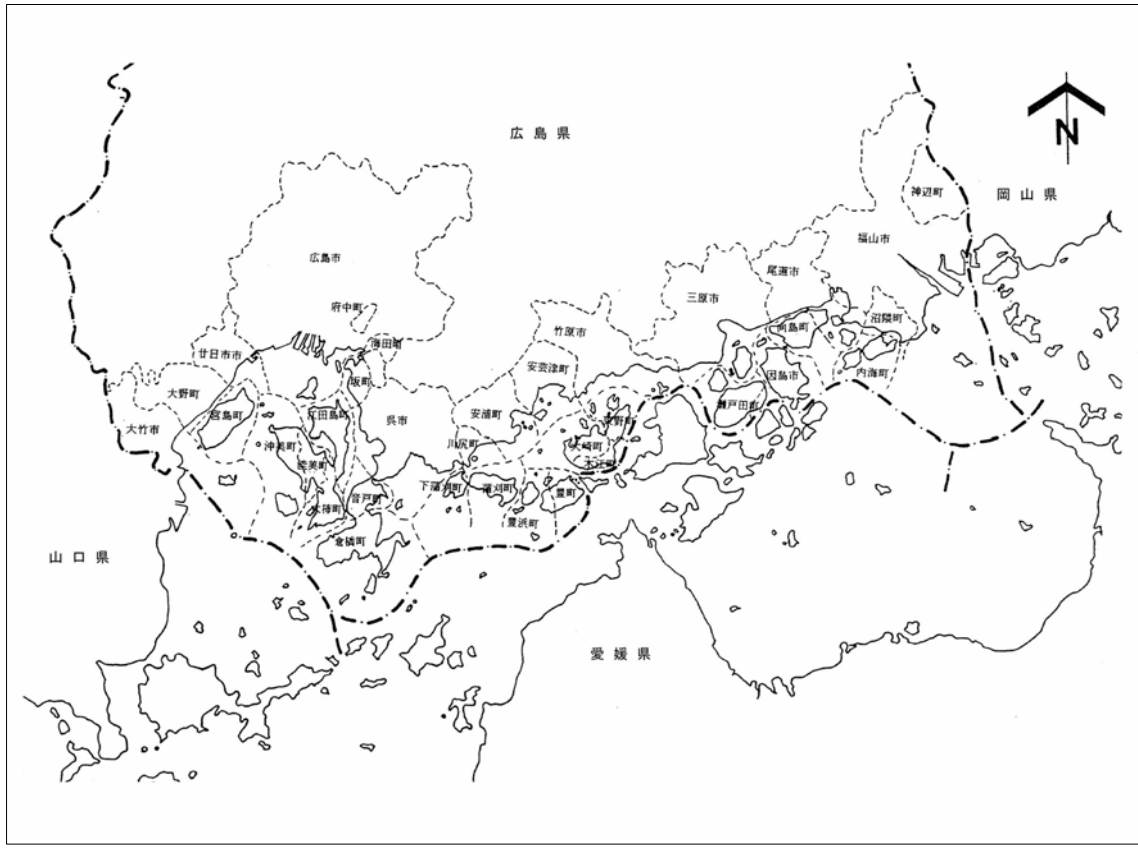
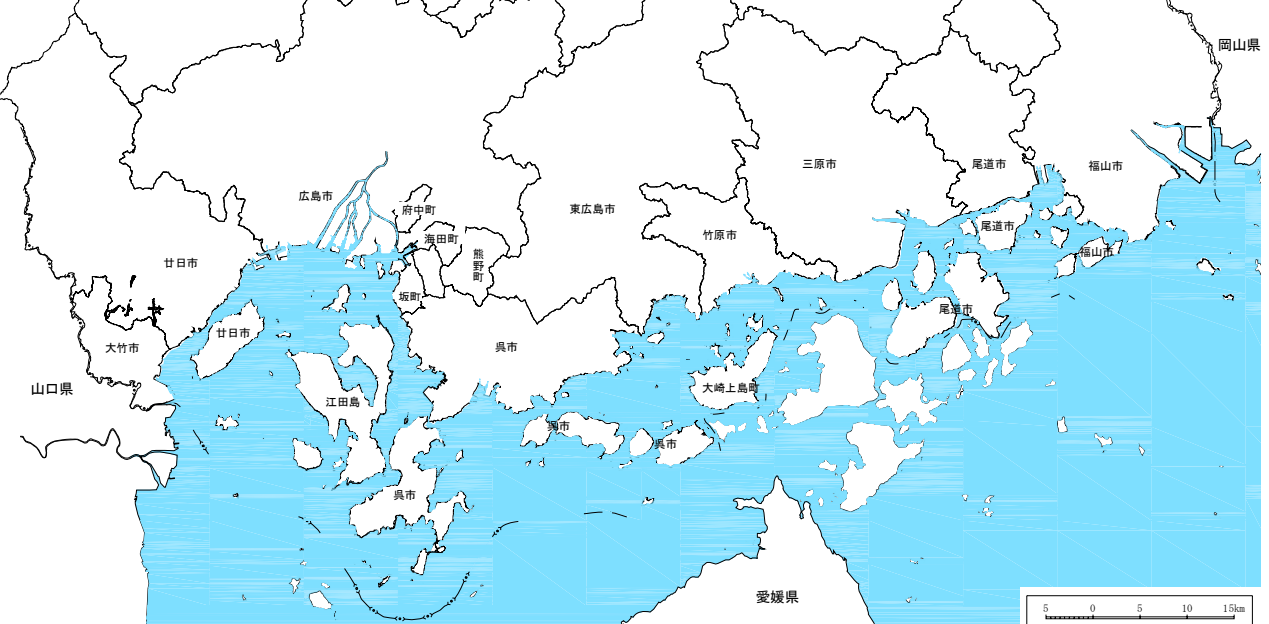
広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）																					
はじめに	<p>広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲及び関連計画との整合性の確保等</p> <p>海岸保全基本計画で対象とする区域は、広島沿岸のうち、海岸法の対象である「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。</p> <p>本計画においては、海岸保全区域に要指定区域を加えた要保全海岸区域と一般公共海岸区域を対象区域とし、要保全海岸区域を海岸保全施設の整備に関する対象区域、要保全海岸区域と一般公共海岸区域を海岸の管理に関する対象区域とした。</p> <p>☆ 計画対象とする海岸： 広島沿岸のうちの要保全海岸区域及び一般公共海岸区域</p> <table border="1" data-bbox="391 674 1546 1625"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="391 674 1299 751">広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲</th> <th data-bbox="1299 674 1418 751">施設整備</th> <th data-bbox="1418 674 1546 751">海岸管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 751 463 1486" rowspan="2">対象区域</td> <td data-bbox="463 751 602 932" rowspan="2">要保全海岸区域</td> <td data-bbox="602 751 1299 932">海岸保全区域 海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置, その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域</td> <td data-bbox="1299 751 1418 932" rowspan="2">○</td> <td data-bbox="1418 751 1546 932" rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 932 1299 1077">要指定区域 都道府県知事が今後5年以内程度の間新たに海岸保全区域を指定し, 海岸の保全をしたいとしている区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1077 463 1486"></td> <td data-bbox="463 1077 602 1486">一般公共海岸区域</td> <td data-bbox="602 1077 1299 1486">公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域 〔公共海岸〕 国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し, 公示した低潮線までの水面</td> <td data-bbox="1299 1077 1418 1486">—</td> <td data-bbox="1418 1077 1546 1486">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1486 463 1625">対象外</td> <td data-bbox="463 1486 602 1625">その他の海岸</td> <td data-bbox="602 1486 1299 1625">港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸, 民有地のうち海岸保全区域以外の海岸及び一般公共海岸区域以外の海岸</td> <td data-bbox="1299 1486 1418 1625">—</td> <td data-bbox="1418 1486 1546 1625">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆ 本計画における「利用」の対象</p> <p>本計画の「海岸利用」については、祭りや伝統行事、レジャーやスポーツ、体験活動・学習活動等の「公衆の適正な利用」に関する事項を定めることになっており、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外である。</p>	広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲			施設整備	海岸管理	対象区域	要保全海岸区域	海岸保全区域 海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置, その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域	○	○	要指定区域 都道府県知事が今後5年以内程度の間新たに海岸保全区域を指定し, 海岸の保全をしたいとしている区域		一般公共海岸区域	公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域 〔公共海岸〕 国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し, 公示した低潮線までの水面	—	○	対象外	その他の海岸	港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸, 民有地のうち海岸保全区域以外の海岸及び一般公共海岸区域以外の海岸	—	—	<p><変更なし></p>
広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲			施設整備	海岸管理																			
対象区域	要保全海岸区域	海岸保全区域 海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置, その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域	○	○																			
		要指定区域 都道府県知事が今後5年以内程度の間新たに海岸保全区域を指定し, 海岸の保全をしたいとしている区域																					
	一般公共海岸区域	公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域 〔公共海岸〕 国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し, 公示した低潮線までの水面	—	○																			
対象外	その他の海岸	港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸, 民有地のうち海岸保全区域以外の海岸及び一般公共海岸区域以外の海岸	—	—																			

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
はじめに	<p>☆ 関連計画との整合性の確保 国や県の関連計画の中で、海岸が関係する事項等をふまえ、本計画を策定する。</p>  <p style="text-align: center;">海岸保全基本計画と主な関連計画</p> <p>☆ 他事業との連携と調整 海岸環境や公衆の適正な利用に影響を及ぼす恐れのある範囲で、海岸事業以外の事業が実施される場合には、本計画で定められている事項が配慮されるよう、事業者との連携と調整に努める。</p>	<p>☆ 関連計画との整合性の確保 国や県の関連計画の中で、海岸が関係する事項等をふまえ、本計画を策定する。</p>  <p style="text-align: center;">海岸保全基本計画と主な関連計画</p> <p>☆ 他事業との連携と調整 海岸環境や公衆の適正な利用に影響を及ぼす恐れのある範囲で、海岸事業以外の事業が実施される場合には、本計画で定められている事項が配慮されるよう、事業者との連携と調整に努める。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）	
第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項	<p>◇ 山口県境から岡山県境までの約 1,129km にまたがる広島沿岸は、大小幾多の島々が点在する瀬戸内海に面しており、古くから「多島美」や「白砂青松」に代表されるように、風光明媚な海岸線が続いている。気候は温暖で、波は比較的穏やかな自然条件に恵まれた海岸である。</p> <p>◇ 背後には中国山地を控え、平野が少なく、瀬戸内海へ注ぐ河川の河口部に市街地は形成されている。また、海岸線は屈曲に富み、浅海干潟があり、古くからかき・のりの養殖が盛んに営まれてきた。</p> <p>◇ 近年の産業の活発化に伴い、工場立地等のため海岸線の埋め立てが進み、美しい自然海岸は少しずつ減少してきている。</p>	<p>◇ 山口県境から岡山県境までの約 1,128km にまたがる広島沿岸は、大小幾多の島々が点在する瀬戸内海に面しており、古くから「多島美」や「白砂青松」に代表されるように、風光明媚な海岸線が続いている。気候は温暖で、波は比較的穏やかな自然条件に恵まれた海岸である。</p> <p>◇ 背後には中国山地を控え、平野が少なく、瀬戸内海へ注ぐ河川の河口部に市街地は形成されている。また、海岸線は屈曲に富み、浅海干潟があり、古くからかき・のりの養殖が盛んに営まれてきた。</p> <p>◇ 近年の産業の活発化に伴い、工場立地等のため海岸線の埋め立てが進み、美しい自然海岸は少しずつ減少してきている。</p>	
1. 海岸の現況に関する事項	<p>◇ 近年の産業の活発化に伴い、工場立地等のため海岸線の埋め立てが進み、美しい自然海岸は少しずつ減少してきている。</p>	<p>◇ 近年の産業の活発化に伴い、工場立地等のため海岸線の埋め立てが進み、美しい自然海岸は少しずつ減少してきている。</p>	
1.1 海岸の概要	<p>◇ 広島沿岸域の市町（9 市 24 町）</p> <p>大竹市、大野町、宮島町、廿日市市、広島市、海田町、坂町、江田島町、大柿町、能美町、沖美町、呉市、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町、川尻町、安浦町、安芸津町、竹原市、木江町、大崎町、東野町、三原市、尾道市、瀬戸田町、因島市、向島町、福山市、沼隈町、内海町</p>	<p>◇ 広島沿岸域の市町（10 市 3 町）</p> <p>大竹市、廿日市市、広島市、海田町、坂町、江田島市、呉市、東広島市、竹原市、大崎上島町、三原市、尾道市、福山市</p>	
	<p>図 I -1-1 広島沿岸域の市町</p>		<p>図 I -1-1 広島沿岸域の市町</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.2 自然的特性</p>	<p>(1) 気象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島沿岸域の気象は、年間を通じて晴天が多く、降水量も年間 1,500mm 以下程度と少ない。月別降水量は夏季に少なくなっており、年間降水量を地域的にみると、西部から東部に向かうに従い少なくなっている。 ◇ 年間平均気温は 16℃前後と温暖であり、年間日照時間も 2,000 時間を超えている。 <p>(2) 地形・地質</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島県の地形は、一般に山地が多く、瀬戸内海に面する県南部に小規模の平野を有し、また数多くの島々がある。 ◇ 広島湾から安芸灘、備後灘に面する沿岸や島嶼部は、全般に海岸低地は狭いが、呉、尾道など良港に恵まれたところもある。 ◇ 広島市、福山市、三原市、竹原市、大竹市等の都市ではデルタが発達しており、中でも広島市の太田川下流域周辺と福山市の芦田川下流域周辺は、広い平野を形成している。 ◇ 地質は、花崗岩類と流紋岩類の分布が主に多く、概して花崗岩類の風化が進んでいる。 <p>(3) 水質・底質</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成 12 年度において、環境基準の類型¹⁾が指定されている 15 水域のうち、海域の有機汚濁の代表的指標である COD²⁾の環境基準が達成されているのは、大竹港(1)、広島湾西部、呉地先海域(一)、(二)、安芸津・安浦地先海域及び燧灘北西部である。 ◇ 富栄養化の程度を表す指標となる全窒素³⁾、全燐³⁾については、9 水域で類型が指定されている。平成 12 年度において、全燐は全水域で環境基準を達成しているが、全窒素は大竹・岩国地先海域と箕島町地先海域で達成されていない。 ◇ 海域底質⁴⁾は、広島湾が特に有機汚染の程度が高く、平成 12 年度においては、湾奥部で COD が 30 mg/g を超える海域も一部みられる。 <p>(4) 希少生物</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 三原市幸崎町有竜島の特定地域が「ナメクジウオ生息地」、豊田郡豊浜町の斎島、大崎下島、尾久比島の特定地域が「アビ渡来群游海面」及び竹原市竹原町阿波島の特定地域が「スナメリクジラ廻游海面」として、国の天然記念物に指定されている。 ◇ 広島沿岸域には、希少種である「カブトガニ」、「スナガニ」、「ハクセンシオマネキ」が生息している。 	<p>(1) 気象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島沿岸域の気象は、年間を通じて晴天が多く、降水量も年間 1,500mm 以下程度と少ない。月別降水量は夏季に少なくなっており、年間降水量を地域的にみると、西部から東部に向かうに従い少なくなっている。 ◇ 年間平均気温は 16℃前後と温暖であり、年間日照時間も 2,000 時間を超えている。 <p>(2) 地形・地質</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島県の地形は、一般に山地が多く、瀬戸内海に面する県南部に小規模の平野を有し、また数多くの島々がある。 ◇ 広島湾から安芸灘、備後灘に面する沿岸や島嶼部は、全般に海岸低地は狭いが、呉、尾道など良港に恵まれたところもある。 ◇ 広島市、福山市、三原市、竹原市、大竹市等の都市ではデルタが発達しており、中でも広島市の太田川下流域周辺と福山市の芦田川下流域周辺は、広い平野を形成している。 ◇ 地質は、花崗岩類と流紋岩類の分布が主に多く、概して花崗岩類の風化が進んでいる。 <p>(3) 水質・底質</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成 23 年度において、環境基準の類型¹⁾が指定されている 15 水域のうち、海域の有機汚濁の代表的指標である COD²⁾の環境基準が達成されているのは、大竹港(2)、呉地先海域(1)、呉地先海域(2)、呉地先海域(3)、安芸津・安浦地先海域、燧灘北西部、備讃瀬戸および箕島町地先海域である。 ◇ 富栄養化の程度を表す指標となる全窒素³⁾、全燐³⁾については、9 水域で類型が指定されている。平成 23 年度において、全燐は全水域で環境基準を達成しているが、全窒素は大竹・岩国地先および箕島町地先海域で達成されていない。 ◇ 海域底質⁴⁾は、広島湾が特に有機汚染の程度が高く、平成 23 年度においては、湾奥部で COD が 40 mg/g を超える海域も一部みられる。 <p>(4) 希少生物</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 三原市幸崎町有竜島の特定地域が「ナメクジウオ生息地」、呉市豊浜町の斎島、大崎下島、尾久比島の特定地域が「アビ渡来群游海面」及び竹原市竹原町阿波島の特定地域が「スナメリクジラ廻游海面」として、国の天然記念物に指定されている。 ◇ 広島沿岸域には、希少種である「カブトガニ」、「スナガニ」、「ハクセンシオマネキ」が生息している。

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.2 自然的特性</p>	<p>(5) 藻場・干潟</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 2 年の藻場⁵⁾の分布状況は、350 箇所 2,059ha であり、海域別にみると、安芸灘に 207 箇所 1,427ha、次いで備後灘に 108 箇所 546ha となっており、特に県中央部海域の島嶼部に多い。</p> <p>◇ 広島沿岸域は、瀬戸内海の地形的特性から潮汐の干満差が 3～4m と非常に大きいことから干潟⁶⁾が多く分布しており、平成 2 年において、1ha 以上の現存干潟が 186 箇所 1,024ha である。海域別にみると、備後灘に 106 箇所 620ha、次いで安芸灘の 48 箇所 214ha となっている。これらは、特に島嶼部に多く分布している。</p> <p>(6) 景観</p> <p>◇ 広島沿岸域の主な山や島、広島港湾の一部と呉港湾を除く県内の海域は、瀬戸内海国立公園（10,681ha）に指定されており、学術的に貴重な動植物が生息・分布する自然環境、優れた景観や歴史的風土を形成している。</p> <p>◇ 広島県は「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」（平成 3 年 3 月 14 日 条例第 4 号）を制定し、県土の景観形成上特に必要と認められる地域を景観指定地域としており、広島沿岸域では「宮島・大野」、「西瀬戸自動車道」、「安芸灘架橋」の 3 地域が指定されている。</p>	<p>(5) 藻場・干潟</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 2 年の藻場⁵⁾の分布状況は、350 箇所 2,059ha であり、海域別にみると、安芸灘に 207 箇所 1,427ha、次いで備後灘に 108 箇所 546ha となっており、特に県中央部海域の島嶼部に多い。</p> <p>◇ 広島沿岸域は、瀬戸内海の地形的特性から潮汐の干満差が 3～4m と非常に大きいことから干潟⁶⁾が多く分布しており、平成 2 年において、1ha 以上の現存干潟が 186 箇所 1,024ha である。海域別にみると、備後灘に 106 箇所 620ha、次いで安芸灘の 48 箇所 214ha となっている。これらは、特に島嶼部に多く分布している。</p> <p>(6) 景観</p> <p>◇ 広島沿岸域の主な山や島、広島港湾の一部と呉港湾を除く県内の海域は、瀬戸内海国立公園（10,681ha）に指定されており、学術的に貴重な動植物が生息・分布する自然環境、優れた景観や歴史的風土を形成している。</p> <p>◇ 広島県は「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」（平成 3 年 3 月 14 日 条例第 4 号）を制定し、県土の景観形成上特に必要と認められる地域を景観指定地域としており、広島沿岸域では「宮島・大野」、「西瀬戸自動車道」、「安芸灘架橋」の 3 地域が指定されている。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.3 社会的特性</p>	<p>(1) 人口・世帯数等</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 12 年の人口は、約 227 万人（広島県全体の約 79%）、世帯数は約 90 万世帯（同 80%）、人口密度は 911 人/km²（広島県全体では 340 人/km²）となっており、沿岸域へ人口が集中している。</p> <p>(2) 産業</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 7 年の産業別就業者の総数は約 115 万人で、広島県全体の約 78%を占めている。産業別にみると、第 3 次産業が約 75 万人（広島沿岸域全体の約 65%）と最も多く、次いで第 2 次産業の約 35 万人（同 31%）、第 1 次産業の約 4 万人（同 4%）となっている。</p> <p>◇ 平成 12 年の事業所数は 5,198 所（広島県全体の約 69%）、従業者数は 155,253 人（同 69%）、製造品出荷額等は約 544,473 千万円（同 75%）となっている。</p> <p>(3) 漁業</p> <p>◇ 広島県における平成 11 年の総経営体数は 3,860 経営体で、「釣」が 1,091 経営体（総経営体数の約 28%）と最も多く、次いで「刺網」の 654 経営体（同 17%）、「底びき網」の 616 経営体（同 16%）、「かき類養殖」438 経営体（同 11%）となっている。漁業地区別にみると、広島が 373 経営体と最も多く、次いで豊浜、呉の順となっている。</p> <p>(4) 農業</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 12 年の総農家数は 33,746 戸で、広島県全体の約 41%を占め、そのうちの 45%にあたる 15,052 戸が販売農家である。その内訳を種別にみると、第 2 種兼業農家が 9,230 戸（広島沿岸域全体の約 26%）と最も多く、次いで専業農家の 4,498 戸（同 37%）、第 1 種兼業農家の 1,324 戸（同 33%）となっている。</p> <p>(5) 港湾・漁港</p> <p>◇ 広島沿岸域には「港湾法」に基づく特定重要港湾が 1 港（広島港）、重要港湾が 3 港（尾道糸崎港、福山港、呉港）、地方港湾が 40 港指定されている。</p> <p>◇ 漁港については、「漁港漁場整備法」に基づく第 3 種漁港が 1 港（草津漁港）、第 2 種漁港が 18 港、第 1 種漁港が 27 港指定されている。</p>	<p>(1) 人口・世帯数等</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 22 年の人口は、約 256 万人（広島県全体の約 89%）、世帯数は約 107 万世帯（同 90%）、人口密度は 635 人/km²（広島県全体では 337 人/km²）となっており、沿岸域へ人口が集中している。</p> <p>(2) 産業</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 22 年の産業別就業者の総数は約 120 万人で、広島県全体の約 89%を占めている。産業別にみると、第 3 次産業が約 81 万人（広島沿岸域全体の約 68%）と最も多く、次いで第 2 次産業の約 30 万人（同 25%）、第 1 次産業の約 3 万人（同 2%）となっている。</p> <p>◇ 平成 21 年の事業所数は 4,779 所（広島県全体の約 85%）、従業者数は 170,617 人（同 83%）、製造品出荷額等は約 721,521 千万円（同 91%）となっている。</p> <p>(3) 漁業</p> <p>◇ 広島県における平成 20 年の総経営体数は 2,943 経営体で、「釣」が 827 経営体（総経営体数の約 28%）と最も多く、次いで「刺網」の 582 経営体（同 20%）、「底びき網」の 436 経営体（同 15%）、「海面養殖」433 経営体（同 15%）となっている。市町別にみると、呉市が 864 経営体と最も多く、次いで広島市、尾道市の順となっている。</p> <p>(4) 農業</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 22 年の総農家数は 41,097 戸で、広島県全体の約 62%を占め、そのうちの 42%にあたる 17,420 戸が販売農家である。その内訳を種別にみると、第 2 種兼業農家が 10,097 戸（広島沿岸域全体の約 25%）と最も多く、次いで専業農家の 6,147 戸（同 15%）、第 1 種兼業農家の 1,176 戸（同 3%）となっている。</p> <p>(5) 港湾・漁港</p> <p>◇ 広島沿岸域には「港湾法」に基づく国際拠点港湾が 1 港（広島港）、重要港湾が 3 港（尾道糸崎港、福山港、呉港）、地方港湾が 40 港指定されている。</p> <p>◇ 漁港については、「漁港漁場整備法」に基づく第 3 種漁港が 1 港（草津漁港）、第 2 種漁港が 18 港、第 1 種漁港が 27 港指定されている。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.3 社会的特性</p>	<p>(6) 道路・鉄道</p> <p>◇ 広島沿岸域の幹線道路は、九州あるいは関西以东と中国地方を結ぶ山陽自動車道、一般国道 2 号が県土を東西に通じ、沿岸沿いには一般国道 185 号及び一般国道 31 号が通じている。また、瀬戸内の島々を縫うようにして、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が、平成 7 年 5 月に開通し、四国と連絡している。</p> <p>◇ 鉄道は、九州、関西以东の主要都市を結び、経済・文化の要となる J R 山陽新幹線が東西に貫いている。</p> <p>(7) 航路</p> <p>◇ 航路は、四国の松山、今治等とを結ぶラインが広島、竹原等から就航しており、平成 13 年 4 月現在で、島嶼部との間には 62 の航路が就航している。</p> <p>(8) 歴史・文化</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 12 年 3 月現在の文化財総数（資料：広島県文化財目録、広島県教育委員会）は、国指定が 193 件、県指定が 281 件となっており、それぞれ広島県全体の約 76% 及び 45% を占めている。項目別に見ると、国指定では重要文化財の工芸品が 46 件（総数の約 24%）と最も多く、次いで建造物が 40 件（同 21%）、彫刻が 34 件（同 18%）となっている。県指定では、記念物の史跡が 52 件（総数の約 19%）と最も多く、次いで有形文化財の彫刻が 51 件（同 18%）、絵画が 33 件（同 12%）、記念物の天然記念物が 33 件（同 12%）となっている。</p> <p>◇ 広島市の原爆ドーム、宮島町の社殿を中心とする厳島神社と、前面の海及び背後の瀨山原始林（天然記念物）の森林を含む区域が世界文化遺産として登録されている。</p> <p>(9) レクリエーション利用</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 12 年の市町別入込観光客数は、宿泊客が 5,940 千人、日帰客が 20,320 千人で、それぞれ広島県全体の約 84%、約 64% を占めている。</p> <p>◇ 平成 12 年の目的別入込観光客数は、都市・産業観光が 13,738 千人（広島県全体の約 95%）、神社・仏閣の参詣及び祭・行事が 4,738 千人（同 75%）、自然探勝・温泉が 3,968 千人（同 49%）、海水浴・釣り等が 1,435 千人（同 95%）、スポーツ等が 1,181 千人（同 24%）となっている。</p>	<p>(6) 道路・鉄道</p> <p>◇ 広島沿岸域の幹線道路は、九州あるいは関西以东と中国地方を結ぶ山陽自動車道、一般国道 2 号が県土を東西に通じ、沿岸部には一般国道 185 号及び一般国道 31 号が通じている。また、瀬戸内の島々を縫うようにして、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が、平成 7 年 5 月に開通し、四国と連絡している。また、呉市から今治市岡村島まで安芸灘諸島連絡架橋（安芸灘とびしま海道）が通じている。近年では、沿岸部と内陸部を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線や東広島呉自動車道の整備が進められている。</p> <p>◇ 鉄道は、九州、関西以东の主要都市を結び、経済・文化の要となる J R 山陽新幹線が東西に貫いている。</p> <p>(7) 航路</p> <p>◇ 航路は、四国の松山、今治等とを結ぶラインが広島—竹原等から就航しており、平成 25 年 10 月現在で、島嶼部との間には 50 の航路が就航している。</p> <p>(8) 歴史・文化</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 25 年 3 月現在の文化財総数（資料：広島県の文化財、広島県教育委員会）は、国指定が 228 件、県指定が 382 件となっており、それぞれ広島県全体の約 84% 及び 60% を占めている。項目別に見ると、国指定では重要文化財の工芸品が 54 件（総数の約 24%）と最も多く、次いで建造物が 49 件（同 22%）、彫刻が 36 件（同 16%）となっている。県指定では、記念物の史跡が 80 件（総数の約 21%）と最も多く、次いで重要文化財の彫刻が 63 件（同 17%）、記念物の天然記念物が 49 件（同 13%）、重要文化財の典籍が 43 件（同 11%）となっている。</p> <p>◇ 広島市の原爆ドーム、宮島町の社殿を中心とする厳島神社と、前面の海及び背後の瀨山原始林（天然記念物）の森林を含む区域が世界文化遺産として登録されている。</p> <p>(9) レクリエーション利用</p> <p>◇ 広島沿岸域における平成 23 年の市町別総観光客数は、宿泊客が 6,144 千人、日帰客が 35,412 千人で、それぞれ広島県全体の約 89%、約 73% を占めている。</p> <p>◇ 平成 23 年の目的別総観光客数は、都市・産業観光が 21,250 千人（広島県全体の約 83%）、神社・仏閣の参詣及び祭・行事が 8,584 千人（同 87%）、自然探勝・温泉が 4,505 千人（同 64%）、海水浴・釣り等が 1,259 千人（同 92%）、スポーツ等が 3,413 千人（同 63%）となっている。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.3 社会的特性</p>	<p>(10) 台風災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島沿岸域は、潮汐の干満差が大きく、また、台風の通過コースにあたることも多いなど、高潮災害に対して極めて不利な立地条件にあり、昭和 25 年のキジヤ台風、昭和 26 年のルス台風、昭和 29 年の洞爺丸台風等により、大規模な高潮災害が多く発生してきた。 ◇ 近年では、平成 3 年の台風 19 号や平成 11 年の台風 18 号による高潮災害が発生しており、住宅や工場が密集する地域等では、高潮災害に対する安全性について、未だ十分な整備がなされているとはいえない状況にある。 <p>(11) 海岸事業の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島沿岸域では、これまで台風による高潮災害が数多く発生しており、昭和 45 年には 2 度にわたる台風の来襲により、県内に多くの被害をもたらした。これを契機に、災害復旧事業と併せて本格的に海岸保全施設の整備が行われるようになった。 ◇ 当時は、海岸背後の人命や財産を守ることが緊急的な課題で、護岸や消波工等を重点的に整備し、一定の成果を収めてきた。 ◇ 昭和 63 年以降になると、海岸事業メニューも地域のニーズに対応し、従来の高潮対策事業に加えて、環境面や利用面に配慮した海岸環境整備事業が行われるようになってきた。 	<p>(10)台風災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島沿岸域は、潮汐の干満差が大きく、また、台風の通過コースにあたることも多いなど、高潮災害に対して極めて不利な立地条件にあり、昭和 25 年のキジヤ台風、昭和 26 年のルス台風、昭和 29 年の洞爺丸台風等により、大規模な高潮災害が多く発生してきた。 ◇ 近年では、平成 3 年の台風 19 号や平成 11 年の台風 18 号、平成 16 年の台風 16 号・台風 18 号による高潮災害が発生しており、住宅や工場が密集する地域等では、高潮災害に対する安全性について、未だ十分な整備がなされているとはいえない状況にある。 <p>(11)海岸事業の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広島沿岸域では、これまで台風による高潮災害が数多く発生しており、昭和 45 年には 2 度にわたる台風の来襲により、県内に多くの被害をもたらした。これを契機に、災害復旧事業と併せて本格的に海岸保全施設の整備が行われるようになった。 ◇ 当時は、海岸背後の人命や財産を守ることが緊急的な課題で、護岸や消波工等を重点的に整備し、一定の成果を収めてきた。 ◇ 昭和 63 年以降になると、海岸事業メニューも地域のニーズに対応し、従来の高潮対策事業に加えて、環境面や利用面に配慮した海岸環境整備事業が行われるようになってきた。 ◇ 現在は、平成 14 年 9 月に策定された「広島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、各海岸の環境特性・利用に配慮した海岸保全施設の整備が進められている。

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.4 海岸の課題</p>	<p>海岸の概要、自然的特性、社会的特性をふまえ、広島沿岸における海岸の課題について、防護、環境の整備及び保全、公衆の適正な利用の3つの視点から整理する。</p> <p>1.4.1 防護に係る課題</p> <p>(1)防護に係る課題</p> <p>高潮に対して極めて不利な条件にある広島沿岸においては、背後地の人命・財産を守るため、昭和40年代後半から堤防や消波工による線的防護方式⁷⁾を中心とした施設整備が進められてきた。</p> <p>しかしながら、海岸保全施設⁸⁾の整備水準は未だ低く、未整備区間における施設整備や老朽化した施設の改修整備等の要請が非常に高い。近年においては、住民の環境への意識の高まりから、環境面にも配慮した整備を推進しているところであるが、防災面を第一に考えた早急な対策を求めている地域も少なくない。</p> <p>こうした要請を受け、海岸背後地の安全を確保するため、防護水準の向上を目的とした施設整備をさらに推進するとともに、災害発生時における被害を最小限におさえるために、防災体制の整備や地域住民の防災意識の向上等、ソフト施策を充実させる必要がある。</p> <p>また、波浪による海岸の侵食⁹⁾対策が必要な地域については、汀線の保全や回復を図る必要がある。</p> <p>1.4.2 環境の整備及び保全に係る課題</p> <p>(1)環境に係る課題</p> <p>海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間である。</p> <p>広島沿岸は、天然記念物のナメクジウオ、スナメリクジラ等が生息する貴重な場であるとともに、干潟も多く分布し、生物の貴重な生息域となっている。また、瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、古くから「多島美」や「白砂青松」に代表されるような風光明媚な景観と厳島神社をはじめとした歴史・文化資源を有し、広島の風土を形成してきた。</p> <p>しかしながら、海岸環境は昔に比べて悪化してきており、これまでの防護主体の施設整備による通風・採光・眺望等、生活環境への悪影響や周辺の開発・ゴミの散乱等による景観の悪化をはじめ、海岸の松林や海浜の植物の減少、干潟や砂浜等の生物生息域の減少・消失、工場や家庭からの排水等による海域・海水の汚染等の問題も指摘されており、これらへの対応が求められている。</p> <p>こうした要請を受け、生態系や景観等、現在残っている良好な海岸環境を保全するとともに、悪化している地域ではその回復を図ることが課題である。</p> <p>そのためには、配置や構造を工夫した施設整備等、ハード面の対応に加え、海岸環境に関する積極的な情報提供や環境教育等のソフト施策の充実を図り、優れた海岸環境を次世代に継承していく必要がある。</p>	<p>海岸の概要、自然的特性、社会的特性をふまえ、広島沿岸における海岸の課題について、防護、環境の整備及び保全、公衆の適正な利用の3つの視点から整理する。</p> <p>1.4.1 防護に係る課題</p> <p>(1)防護に係る課題</p> <p>高潮に対して極めて不利な条件にある広島沿岸においては、背後地の人命・財産を守るため、昭和40年代後半から堤防や消波工による線的防護方式⁷⁾を中心とした施設整備が進められてきた。</p> <p>しかしながら、海岸保全施設⁸⁾の整備水準は未だ低く、未整備区間における施設整備や老朽化した施設の改修整備等の要請が非常に高い。近年においては、住民の環境への意識の高まりから、環境面にも配慮した整備を推進しているところであるが、防災面を第一に考えた早急な対策を求めている地域も少なくない。</p> <p>こうした要請を受けや近年の台風による高潮被害を踏まえて、海岸背後地の安全を確保するため、防護水準の向上を目的とした施設整備をさらに推進するとともに、災害発生時における被害を最小限におさえるために、防災体制の整備や地域住民の防災意識の向上等、ソフト施策を充実させる必要がある。</p> <p>また、波浪による海岸の侵食⁹⁾対策が必要な地域については、汀線の保全や回復を図る必要がある。</p> <p>さらに、発生が想定されている南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震による津波に対して、広島沿岸における津波への対応を進める必要がある。</p> <p>1.4.2 環境の整備及び保全に係る課題</p> <p>(1)環境に係る課題</p> <p>海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間である。</p> <p>広島沿岸は、天然記念物のナメクジウオ、スナメリクジラ等が生息する貴重な場であるとともに、干潟も多く分布し、生物の貴重な生息域となっている。また、瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、古くから「多島美」や「白砂青松」に代表されるような風光明媚な景観と厳島神社をはじめとした歴史・文化資源を有し、広島の風土を形成してきた。</p> <p>しかしながら、海岸環境は昔に比べて悪化してきており、これまでの防護主体の施設整備による通風・採光・眺望等、生活環境への悪影響や周辺の開発・ゴミの散乱等による景観の悪化をはじめ、海岸の松林や海浜の植物の減少、干潟や砂浜等の生物生息域の減少・消失、工場や家庭からの排水等による海域・海水の汚染等の問題も指摘されており、これらへの対応が求められている。</p> <p>こうした要請を受け、生態系や景観等、現在残っている良好な海岸環境を保全するとともに、悪化している地域ではその回復を図ることが課題である。</p> <p>そのためには、配置や構造を工夫した施設整備等、ハード面の対応に加え、海岸環境に関する積極的な情報提供や環境教育等のソフト施策の充実を図り、優れた海岸環境を次世代に継承していく必要がある。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.4 海岸の課題</p>	<p>1.4.3 公衆の適正な利用に係る課題</p> <p>(1)利用に係る課題</p> <p>海岸は、古来から地域社会において祭りや行事の場として利用されており、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。近年は、人々のニーズも社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており海水浴等の利用に加え、様々なレジャーやスポーツ、体験活動・学習活動の場等としての利用がなされてきている。</p> <p>広島海岸利用に関しては、海水浴や潮干狩り、釣り等の従来どおりの利用や海辺の散策・ジョギング等を目的とした利用が多い。</p> <p>このような中、地域住民からは、海岸利用者によるゴミの投棄や施設の汚損、放置艇による景観や利便性の阻害等、海岸利用者のマナーの悪さが指摘されている。また、これまでの防護主体の整備により、人々の暮らしと海岸が分断されるなど海へのアクセス性や親水性が阻害されているといった問題もあり、これらへの対応が求められている。</p> <p>こうした要請を受け、海岸の持つ様々な機能を十分に活用するために、海岸へ容易に近づくことができるとともに、すべての人々にとって利用しやすい海岸整備を図る必要がある。</p> <p>また、海岸利用に関する積極的な情報提供や海岸周辺の施設や施策との連携等により海岸利用の促進を図るとともに、多様化する利用を調整するためのルールづくりや利用者マナーの啓発活動を推進し、適正な利用を図る必要がある。</p>	<p><変更なし></p>



広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 海岸の現況に関する事項</p> <p>1.4 海岸の課題</p>	<p>1.4.4 海岸全体に係る課題</p> <p>(1) 海岸全体に係る課題</p> <p>瀬戸内海のほぼ中央に位置している広島県では、全沿岸が瀬戸内海に面しており、多くの島々やそれらを結ぶ架橋、白砂青松の海岸、穏やかな海面に浮かぶカキ筏、厳島神社に代表されるような歴史・文化資源等が融合して、美しい風景を創り出している。また、干潟や砂浜、藻場等も多く存在し、カブトガニやナメクジウオ等の希少種をはじめとした多種多様な生物の生息域となっている。</p> <p>利用に関しては、海水浴や潮干狩り、釣り等の従来型の海洋性レクリエーションの場としての活用が多く、近年では、歴史や文化・伝統行事の継承・復元、体験活動・学習活動や海洋療法¹⁰⁾等の場としての活用も望まれている。</p> <p>一方、瀬戸内海の地形的特性等から高潮災害に対して極めて不利な立地条件にあるため、台風時等には未だ甚大な被害を受けている。</p> <p>以上のように、広島海岸は、多様な要素を複合的に備え持っているという特徴がある。しかしながら、これまでの海岸保全に関しては、海岸背後の人命・財産を守ることを主な目的とし、環境面や利用面への配慮が十分ではなかった。近年においては、環境面や利用面の要素を活かした整備が行われるようになってきたが、海岸保全区域以外の海岸も含めた、広島沿岸における海岸保全の方向性は示されていなかった。</p> <p>このような課題をふまえ、広島沿岸における海岸保全の方向性を示すことにより、海岸の特徴を活かして、防護・環境・利用のバランスをとりながら、特色のある海岸づくりを行う必要がある。</p>	<p>1.4.4 海岸全体に係る課題</p> <p>(1) 海岸全体に係る課題</p> <p>瀬戸内海のほぼ中央に位置している広島県では、全沿岸が瀬戸内海に面しており、多くの島々やそれらを結ぶ架橋、白砂青松の海岸、穏やかな海面に浮かぶカキ筏、厳島神社に代表されるような歴史・文化資源等が融合して、美しい風景を創り出している。また、干潟や砂浜、藻場等も多く存在し、カブトガニやナメクジウオ等の希少種をはじめとした多種多様な生物の生息域となっている。</p> <p>利用に関しては、海水浴や潮干狩り、釣り等の従来型の海洋性レクリエーションの場としての活用が多く、近年では、歴史や文化・伝統行事の継承・復元、体験活動・学習活動や海洋療法¹⁰⁾等の場としての活用も望まれている。</p> <p>一方、瀬戸内海の地形的特性等から高潮災害に対して極めて不利な立地条件にあるため、台風時等には未だ甚大な被害を受けている。また、悪条件化で南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震及び津波が発生した場合、広島沿岸の海岸で堤防・護岸の損傷や津波浸水による被害も想定される。</p> <p>以上のように、広島海岸は、多様な要素を複合的に備え持っているという特徴がある。しかしながら、これまでの海岸保全に関しては、海岸背後の人命・財産を守ることを主な目的とし、環境面や利用面への配慮が十分ではなかった。近年においては、環境面や利用面の要素を活かした整備が行われるようになってきたが、平成 14 年には策定された「広島沿岸海岸保全基本計画」では、海岸保全区域以外の海岸も含めた、広島沿岸における防護・環境・利用の各面からの海岸保全の方向性が定められ、総合的な海岸の保全を計画的に行ってきた。は示されていなかった。</p> <p>このような課題をふまえ、広島沿岸における海岸保全の方向性を踏まえ、示すことにより、海岸の特徴を活かして、防護・環境・利用のバランスをとりながら、引き続き今後も特色のある海岸づくりを行う必要がある。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

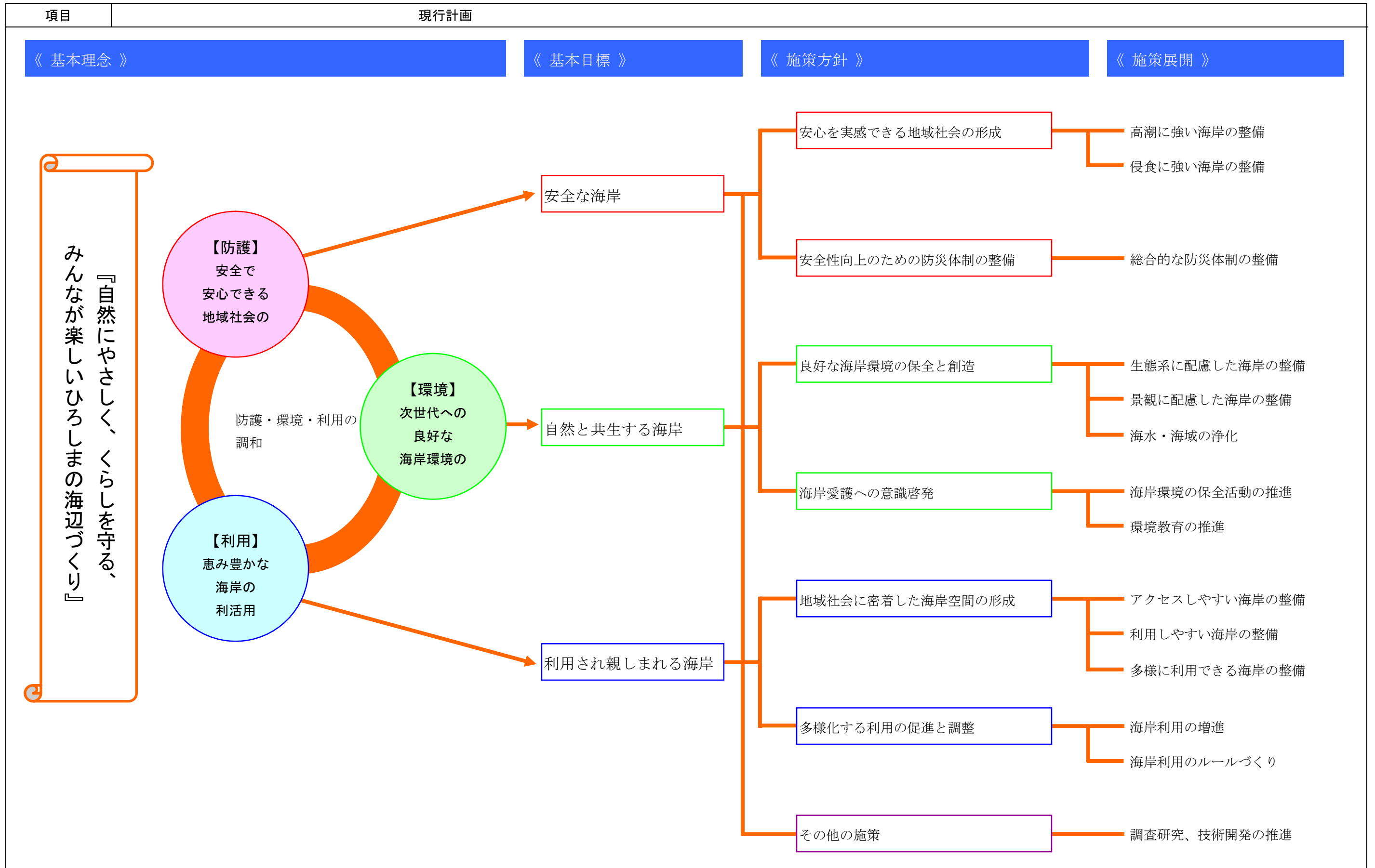
項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.1 広島沿岸の長期的な在り方</p>	<p>2.1.1 基本理念</p> <p>広島沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、前項の「海岸の課題」をふまえながら、沿岸域への対応及びその保全について以下のように考え、基本理念を次頁のように設定する。</p> <p>◇ 都市機能と自然環境が近接し、優れた景観や歴史的風土を有する瀬戸内海特有の海岸は、誰もが自由に利用できる県民共有の財産である。このような特性をもつ広島沿岸においては、第一に、安全で活力ある地域社会を実現する。第二に、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する。そして第三に、県民が安全に活動でき、身近に親しめる空間として多様な役割を持ち、活用されることの三つの機能が調和した海岸づくりを目指し、次世代へ継承していくことが必要である。</p> <div data-bbox="474 840 1424 1596" style="text-align: center;"> </div> <p>図 基本理念の骨子</p>	<p>2.1.1 基本理念</p> <p>広島沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、前項の「海岸の課題」をふまえながら、沿岸域への対応及びその保全について以下のように考え、基本理念を次頁のように設定する。</p> <p>◇ 都市機能と自然環境が近接し、優れた景観や歴史的風土を有する瀬戸内海特有の海岸は、誰もが自由に利用できる県民共有の財産である。このような特性をもつ広島沿岸においては、第一に、安全で活力ある地域社会を実現する。第二に、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する。そして第三に、県民が安全に活動でき、身近に親しめる空間として多様な役割を持ち、活用されることの三つの機能が調和した海岸づくりを目指し、次世代へ継承していくことが必要である。</p> <div data-bbox="1691 840 2641 1596" style="text-align: center;"> </div> <p>図 基本理念の骨子</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

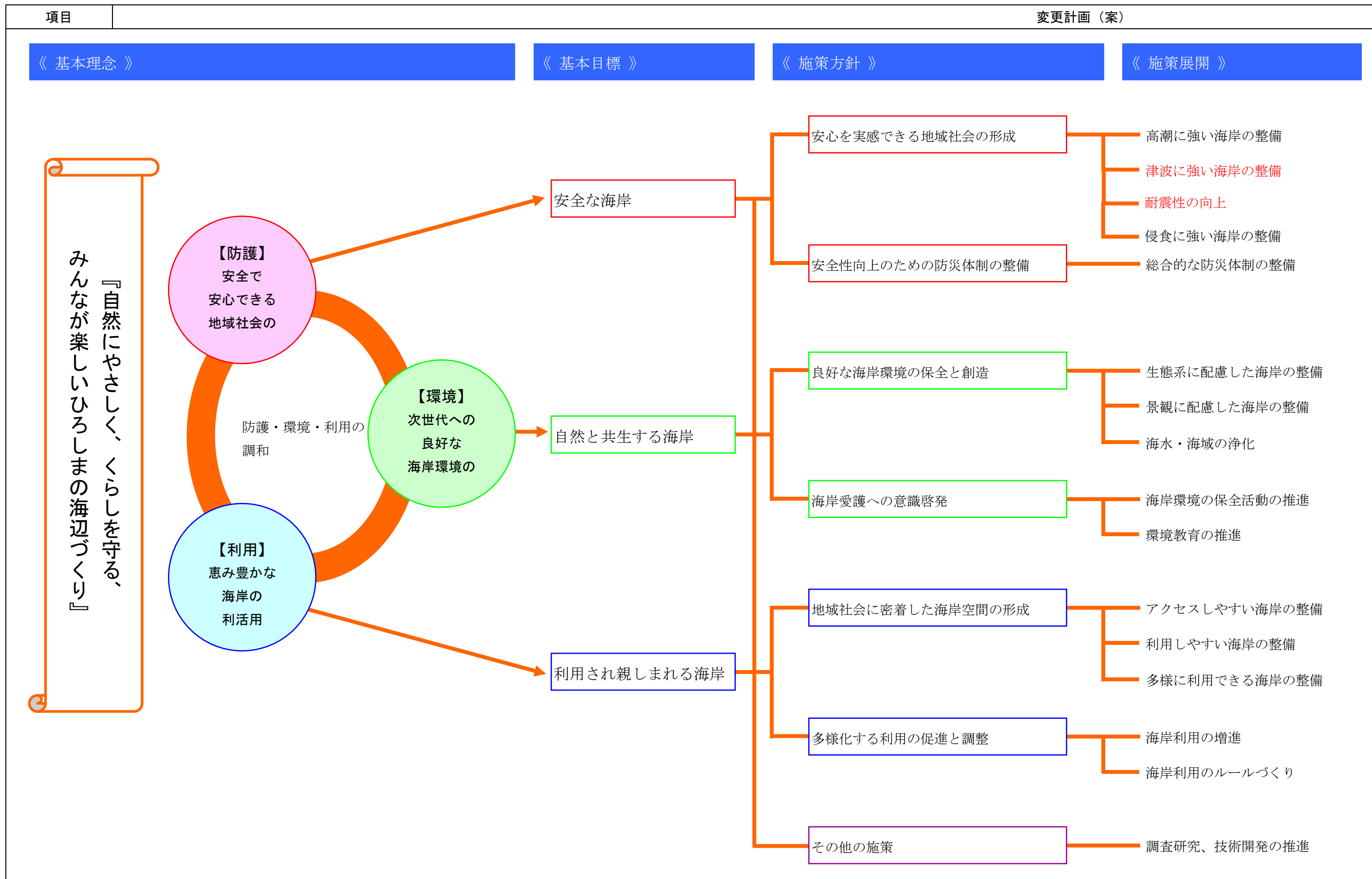
項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.1 広島沿岸の長期的な在り方</p>	<p style="text-align: center;">基本理念</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>『自然にやさしく、暮らしを守る、 みんなが楽しいひろしまの海辺づくり』</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">  <p>防護・環境・利用の調和</p> </div> <p>☆ 広島沿岸の特性や地域のニーズに応じて、防護・環境・利用が調和した海岸を築きます。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #fce4ec; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">安全で安心できる地域社会の形成</div> <p>☆ 海岸保全施設の整備水準の向上やより安全性の高い施設の整備等とともに、ソフト面の対策も併せて講ずることで、高潮、波浪による災害から背後の人命・財産を守り、安全で安心な地域社会を形成します。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">次世代への良好な海岸環境の継承</div> <p>☆ 海岸空間の環境容量は有限なものであるとの認識の下、「多島美」や「白砂青松」の優れた景観を有し、希少な生物の生息域となっている瀬戸内海の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、海岸環境の保全や喪失した自然の復元等、環境に配慮した海岸づくりを目指し、次世代に良好な海岸を継承します。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">恵み豊かな海岸の利活用</div> <p>☆ 海洋性レジャーやスポーツの場、体験活動・学習活動の場、あるいは海辺の持つ開放性をはじめ、その大気や海水が有するといわれる癒し効果を利用した健康増進のための海洋療法や憩いの場等、海岸が有している様々な機能を十分に活かし、多様なニーズに対応します。</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">基本理念</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>『自然にやさしく、暮らしを守る、 みんなが楽しいひろしまの海辺づくり』</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">  <p>防護・環境・利用の調和</p> </div> <p>☆ 広島沿岸の特性や地域のニーズに応じて、防護・環境・利用が調和した海岸を築きます。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #fce4ec; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">安全で安心できる地域社会の形成</div> <p>☆ 海岸保全施設の整備水準の向上やより安全性の高い施設の整備等とともに、ソフト面の対策も併せて講ずることで、高潮、波浪、津波による災害から背後の人命・財産を守り、安全で安心な地域社会を形成します。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">次世代への良好な海岸環境の継承</div> <p>☆ 海岸空間の環境容量は有限なものであるとの認識の下、「多島美」や「白砂青松」の優れた景観を有し、希少な生物の生息域となっている瀬戸内海の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、海岸環境の保全や喪失した自然の復元等、環境に配慮した海岸づくりを目指し、次世代に良好な海岸を継承します。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">恵み豊かな海岸の利活用</div> <p>☆ 海洋性レジャーやスポーツの場、体験活動・学習活動の場、あるいは海辺の持つ開放性をはじめ、その大気や海水が有するといわれる癒し効果を利用した健康増進のための海洋療法や憩いの場等、海岸が有している様々な機能を十分に活かし、多様なニーズに対応します。</p> </div> </div>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画との対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.1 広島沿岸の長期的な在り方</p>	<p>2.1.2 基本目標</p> <p>本計画の基本理念の具体化に向けて、次の3つの基本目標を念頭において各種施策を展開する。</p> <p>(1)安全な海岸</p> <p>◇ 海岸保全施設の早期整備及び機能向上を通じ、海岸の災害に対する安全性をさらに高め、将来にわたって災害の心配のない安全な海岸を目指す。</p> <p>(2)自然と共生する海岸</p> <p>◇ 海岸の持つ自然的、生態的な価値をもう一度見直すとともに、地域環境や沿岸環境を保全する空間としての海岸を目指す。また、海岸空間の利用にあたっては、生態系や環境保全機能との調和を図り、人間と自然が調和し共生する場としての海岸を目指す。</p> <p>(3)利用され親しまれる海岸</p> <p>◇ 日常生活の中で海に触れられるようにし、沿岸の生活環境の保全と向上を図ることにより、地域社会と密接な関わりを持つことのできる海岸を目指す。また、多様化するレクリエーションニーズに応え、身近で開放的な自然空間である海岸において、誰もが憩い癒される海岸を目指す。</p>	<p>2.1.2 基本目標</p> <p>本計画の基本理念の具体化に向けて、次の3つの基本目標を念頭において各種施策を展開する。</p> <p>(1)安全な海岸</p> <p>◇ 海岸保全施設の早期整備及び機能向上を通じ、高潮、波浪、津波による海岸の災害に対する安全性をさらに高め、将来にわたって災害の心配のない安全な海岸を目指す。</p> <p>(2)自然と共生する海岸</p> <p>◇ 海岸の持つ自然的、生態的な価値をもう一度見直すとともに、地域環境や沿岸環境を保全する空間としての海岸を目指す。また、海岸空間の利用にあたっては、生態系や環境保全機能との調和を図り、人間と自然が調和し共生する場としての海岸を目指す。</p> <p>(3)利用され親しまれる海岸</p> <p>◇ 日常生活の中で海に触れられるようにし、沿岸の生活環境の保全と向上を図ることにより、地域社会と密接な関わりを持つことのできる海岸を目指す。また、多様化するレクリエーションニーズに応え、身近で開放的な自然空間である海岸において、誰もが憩い癒される海岸を目指す。</p>



広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表



広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.2 海岸の防護に関する事項～安全な海岸～</p>	<p>2.2.1 海岸の防護の目標</p> <p>(1)対象地域</p> <p>1)防護すべき地域</p> <p>◇ 防護すべき地域は、海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮、波浪による浸水や侵食により、海岸背後の人命・財産に対して被害の発生が想定される地域とする。</p> <p>(2)整備目標</p> <p>1)整備目標</p> <p>◇ 高潮等による浸水被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えて、これらに対して防護する。</p> <p>◇ 侵食による被害の防護については、現状の汀線を保全・維持する。また、侵食が著しく、背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合、海浜利用上の要請がある場合には、必要に応じて汀線の回復を図る。</p>	<p>2.2.1 海岸の防護の目標</p> <p>(1)対象地域</p> <p>1)防護すべき地域</p> <p>◇ 防護すべき地域は、海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮、波浪、津波による浸水や侵食により、海岸背後の人命・財産に対して被害の発生が想定される地域とする。</p> <p>(2)整備目標</p> <p>1)整備目標</p> <p>◇ 高潮等による浸水被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えて、これらに対して防護する。</p> <p>◇ 津波による浸水被害の防護については、比較的発生頻度の高い津波（数十年～百数十年の頻度）に、地形・地域性を考慮した一連の海岸ごとに「設計津波の水位」を設定し、これに対して防護する。</p> <p>◇ 地震による被害の防護については、原則的に比較的発生頻度の高い地震を対象とし、緊急性の高い地域においては最大クラスの地震を対象として、海岸構造物の耐震性の向上を図る。</p> <p>◇ 侵食による被害の防護については、現状の汀線を保全・維持する。また、侵食が著しく、背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合、海浜利用上の要請がある場合には、必要に応じて汀線の回復を図る。</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.2 海岸の防護に関する事項～安全な海岸～</p>	<p>2.2.2 海岸の防護の施策</p> <p>(1)安心を実感できる地域社会の形成</p> <p>◇ 高潮や波浪に対して極めて厳しい立地条件の中で、中国地方最大の人口や産業文化が集積する広島沿岸の人命・財産を災害から守るため、安心を実感できる地域社会の実現に向けた安全な海岸づくりを推進する。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 海岸保全施設の未整備区間における施設整備、機能不足及び老朽化施設の改良、ゼロメートル地帯¹¹⁾等緊急性の高い地域における液状化対策¹²⁾、面的防護方式¹³⁾の推進等、安全性の高い海岸保全施設を整備する。</p> <p>◇ 背後地域の湛水対策¹⁴⁾における関係機関との調整等も含めた高潮対策に取り組む。</p> <p>◇ 海岸の侵食については、現状の汀線の保全や回復を図ることとし、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況をふまえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。</p> <p>(2)安全性向上のための防災体制の整備</p> <p>◇ 施設整備によるハード面の対策だけでなく、ソフト面における対策も組み合わせた総合的な防災体制の整備に取り組み、安全性の向上に努める。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 施設の運用・維持管理の高度化を図り、安全性の向上に努める。</p> <p>◇ 災害時の避難経路や避難場所の確保に努め、気象や雨量等、災害に関する迅速な情報の収集や発信等、地域と協力した防災体制の整備を図るとともに、これらの施策により地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図るなど、ソフト面の対策の充実を図る</p>	<p>2.2.2 海岸の防護の施策</p> <p>(1)安心を実感できる地域社会の形成</p> <p>◇ 高潮や波浪、津波に対して極めて厳しい立地条件の中で、中国地方最大の人口や産業文化が集積する広島沿岸の人命・財産を災害から守るため、安心を実感できる地域社会の実現に向けた安全な海岸づくりを推進する。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 海岸保全施設の未整備区間における施設整備、機能不足及び老朽化施設の改良、ゼロメートル地帯¹¹⁾等緊急性の高い地域における液状化対策¹²⁾、面的防護方式¹³⁾の推進等、安全性の高い海岸保全施設を整備する。</p> <p>◇ 背後地域の湛水対策¹⁴⁾における関係機関との調整等も含めた高潮対策に取り組む。</p> <p>◇ 想定を超える高潮や津波に対し、一定の機能の保持によって被害軽減が期待される構造（粘り強い構造）となる海岸保全施設を整備する。</p> <p>◇ 海岸堤防などの耐震性の向上を図ることとし、特にゼロメートル地帯等の緊急性の高い地域においては、最大クラスの地震への対応に重点的に取り組むものとする。</p> <p>◇ 海岸の侵食については、現状の汀線の保全や回復を図ることとし、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況をふまえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。</p> <p>(2)安全性向上のための防災体制の整備</p> <p>◇ 施設整備によるハード面の対策だけでなく、ソフト面における対策も組み合わせた総合的な防災体制の整備に取り組み、安全性の向上に努める。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 施設の運用・維持管理について、アセットマネジメントシステムの活用等による高度化を図り、安全性の向上に努める。</p> <p>◇ 災害時の避難経路や避難場所の確保に努め、気象や雨量等、災害に関する迅速な情報の収集や発信等、地域と協力した防災体制の整備を図るとともに、これらの施策により地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図るなど、ソフト面の対策の充実を図る</p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 ～自然と共生する海岸～</p>	<p>2.3.1 海岸環境の整備及び保全の目標</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>1) 海岸環境を整備・保全すべき地域</p> <p>◇ 海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生息する豊かで多様な海辺の自然環境や「多島美」・「白砂青松」に代表される風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域とする。</p> <p>(2) 整備・保全目標</p> <p>1) 整備・保全目標</p> <p>◇ 現状の海岸環境（生態系・景観等）の保全に努める。</p> <p>◇ 必要に応じて様々な生物の生息域、干潟や砂浜、白砂青松等、海岸環境の回復に努める。</p> <p>2.3.2 海岸環境の整備及び保全の施策</p> <p>(1) 良好な海岸環境の保全と創造</p> <p>◇ 瀬戸内海特有の優れた海岸環境を次世代に継承するため、良好な海岸環境の保全と創造を図り、自然と共生する海岸づくりを推進する。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 沿岸域に生息する希少な生物をはじめとした生態系を保全するため、自然海岸はできる限りその保全に努めるとともに、関係機関と連携して、干潟や砂浜の維持・回復等に努め、施設整備に関しても生態系に配慮した整備を推進する。</p> <p>◇ 多島美等の優れた自然景観や海岸景観を構成する砂浜・海岸林といった景観要素の保全を図り、周辺景観との統一性にも配慮しながら、全体としてまとまりのある緑豊かな海岸空間を形成する。</p> <p>◇ 生物の生息環境に悪影響を及ぼす水質の悪化や海底の汚泥堆積を改善するため、関係機関と連携して、海水・海域の浄化に努める。</p> <p>(2) 海岸愛護への意識啓発</p> <p>◇ 県民が海岸に対する理解と認識を深め、海岸環境の保全に対する意識向上を図るため、海岸愛護への意識啓発に努める。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 様々な海岸環境問題に適切に対応するため、広島沿岸の環境情報の共有化を推進する。</p> <p>◇ 海岸のゴミ対策や清掃等の美化をはじめとした海岸環境の保全活動に、行政と地域住民が一体となって取り組む。</p> <p>◇ 海岸環境の保全や改善のため、様々な施策との連携を推進する。</p> <p>◇ 海岸愛護の活動を促す環境教育や人材育成に取り組む。</p>	<p><変更なし></p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項～利用され親しまれる海岸～</p>	<p>2.4.1 海岸における公衆の適正な利用の目標</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>1) 適正な利用を図るべき地域</p> <p>◇ 適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験活動・学習活動、憩い、健康増進の場等として利用されている地域、地域の要請等により利用価値が高いと考えられる地域、また、公衆の適正な利用が妨げられている地域とする。</p> <p>(2) 整備目標</p> <p>1) 整備目標</p> <p>◇ 全ての人にとって利用しやすく、親しみやすい海岸の整備に努める。</p> <p>◇ 公衆の適正な利用を妨げる行為への対応に努める。</p> <p>2.4.2 海岸における公衆の適正な利用の施策</p> <p>(1) 地域社会に密着した海岸空間の形成</p> <p>◇ 海岸に対するニーズの多様化、高度化に対応することにより、地域社会に密着した海岸空間の形成を図り、利用され親しまれる海岸づくりを推進する。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 海辺に近づき、海辺での活動を可能にする施設整備を推進することにより、海岸と地域のつながりを確保する。</p> <p>◇ 年齢や能力に関わらず、全ての人利用しやすいユニバーサルデザイン¹⁵⁾の視点に立った施設整備を推進する。</p> <p>◇ 海洋性レクリエーション、体験活動・学習活動、健康増進のための場等として多様に利用できる海岸整備に努める。</p> <p>◇ 広島沿岸に点在する歴史、文化を継承・発展し、特色ある地域づくりに役立てるため、地域でのさまざまな活動に利用される海岸の保全と創造を図るとともに、周辺景観との統一性にも配慮した海岸整備に努める。</p> <p>(2) 多様化する利用の促進と調整</p> <p>◇ 地域特性に配慮しながら、多様化する海岸利用の促進と調整を図り、利用しやすい海岸づくりを推進する。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 海岸利用を増進するため、観光資源や他のレクリエーション施設との連携を図るとともに、積極的な情報提供を行う。</p> <p>◇ 海岸の有する特性を広く適切に活用していくため、様々な施策との連携を推進する。</p> <p>◇ 利用者のマナーの向上に向けた取り組み、放置艇対策における関係機関との調整等、利用者、地域住民、海岸管理者が一体となって海岸利用のルールづくりを推進する。</p>	<p><変更なし></p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.5 海岸の保全に関するその他の事項</p>	<p>(1) その他の施策</p> <p>◇ 先に掲げた防護、環境、利用に対する各種施策のほかに、3 つの機能が調和した質の高い海岸を実現するための取り組みを推進する。</p> <p>【施策展開】</p> <p>◇ 海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、海岸に関する調査研究、技術開発等を推進する。</p>	<p><変更なし></p>

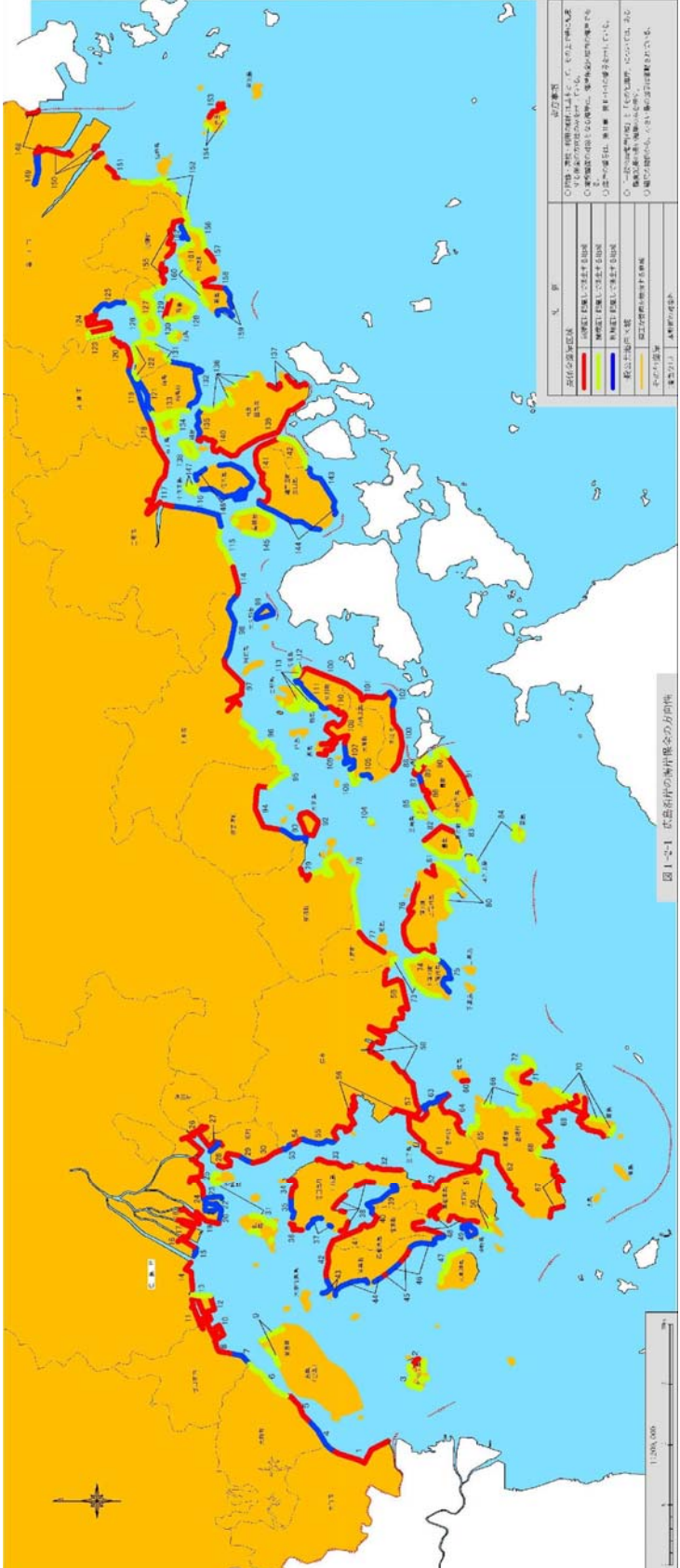
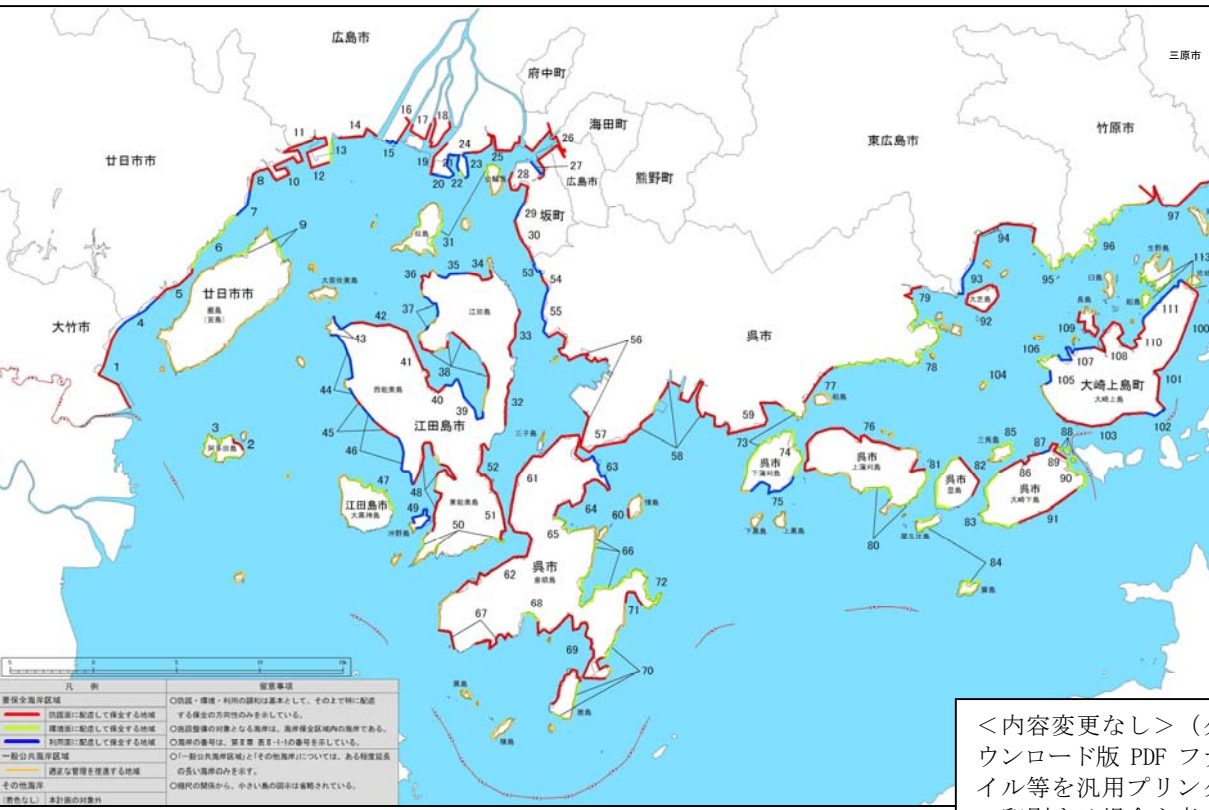
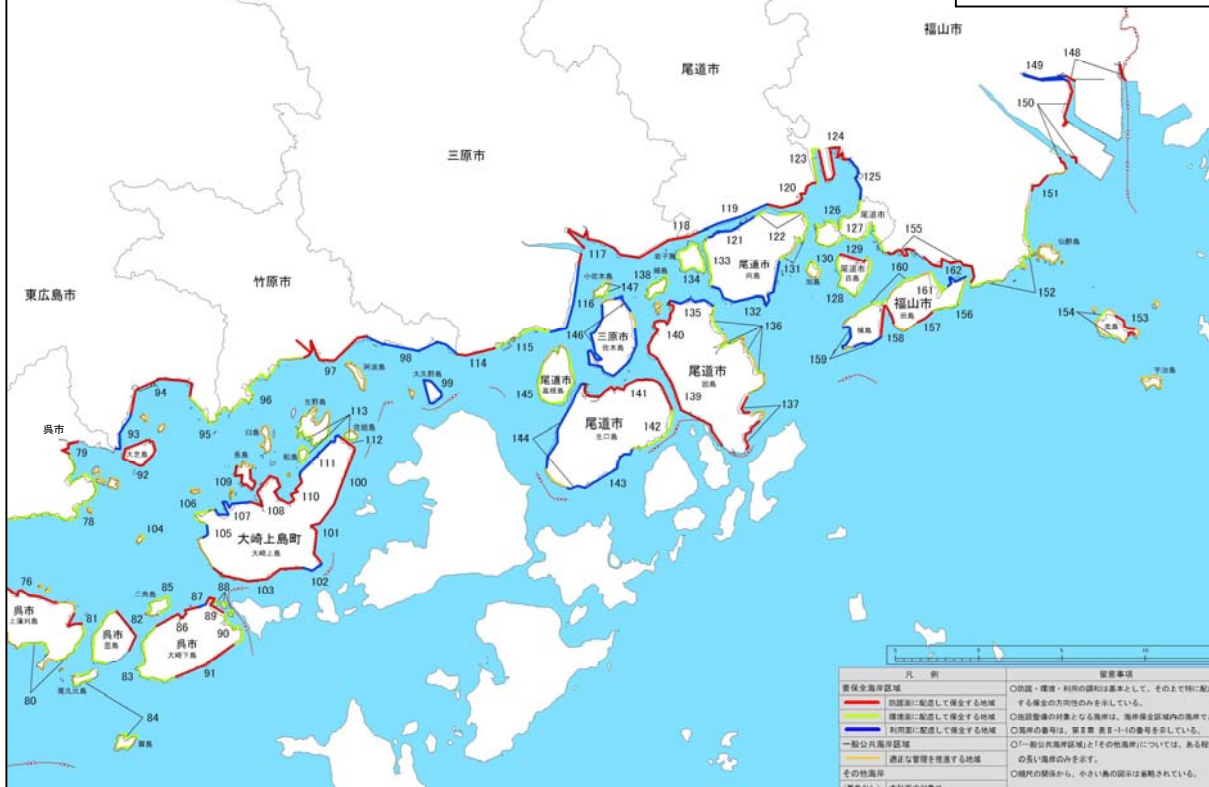
広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>2. 海岸の保全の方向に関する事項</p> <p>2.6 広島沿岸の海岸保全の方向性</p>	<p>広島沿岸における海岸の特性や地域の要請等をふまえ、先に掲げた施策を展開するうえでの海岸保全の方向性を図 I-2-1 に示す。</p> <p>図 I-2-1 についての基本的事項を以下に示す。</p> <p>《海岸保全の方向性（図の着色）についての基本的事項》</p> <p>1. 要保全海岸区域について、以下の枠内に示す保全の方向性を図示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護・環境・利用の調和は基本として、その上で特に配慮する保全の方向性のみを示す。 ・ 施設整備の対象となる海岸は、海岸保全区域内の海岸である。 <p>■ 海岸保全の方向性（要保全海岸区域）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>防護面に配慮して保全する地域（赤線）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸背後に人命・財産が集積している地域。 ・ 浸水・侵食被害を受けることが多く、防護対策の要請が強い地域。 <p><u>環境面に配慮して保全する地域（黄緑線）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 干潟や砂浜等、様々な生物が生息する豊かな海岸環境が残っている地域。 ・ 「多島美」や「白砂青松」に代表される天然海岸、歴史・文化資源と調和した海岸等、風光明媚な海岸景観が残っている地域。 <p><u>利用面に配慮して保全する地域（青線）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祭りや行事、海洋性レクリエーション、体験活動・学習活動、憩い、健康増進の場等として多様に利用されている地域。 ・ 地域の要請等により利用価値が高いと考えられる地域。 </div> <p>2. 一般公共海岸区域（橙線）については、海岸法に基づき適正な管理を推進する地域として示す。</p> <p>3. その他海岸（着色なし）については、本計画の対象外である。</p> <p>注 1) 図 I-2-1 において、「一般公共海岸区域」と「その他海岸」については、ある程度延長の長い海岸のみを示す。詳細については、資料編「第○章 4. 地区海岸」の地区海岸位置図を参照。</p> <p>注 2) 縮尺の関係から、小さい島の図示は省略されている。</p> <p>注 3) 海岸の番号は、第○章表○-1-1 の番号を示している。</p>	<p><変更なし></p>

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）																																																															
第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項	<p style="text-align: center;">表 I -2-1 広島沿岸の海岸保全の方向性</p> <p>《要保全海岸区域》</p>	<変更なし>																																																															
2. 海岸の保全の方向に関する事項 2.6 広島沿岸の海岸保全の方向性			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">保全の方向性</th> <th style="width: 60%;">主な地域</th> <th style="width: 30%;">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #f8d7da;">防護面に配慮</td> <td>大竹市沿岸、阿多田島沿岸、大野町中部沿岸</td> <td>1～2、5</td> </tr> <tr> <td>広島市周辺沿岸</td> <td>8、10～30（一部地域除く）</td> </tr> <tr> <td>呉市周辺沿岸</td> <td>54、56～59、77</td> </tr> <tr> <td>江田島・能美島～倉橋島南部西部周辺沿岸</td> <td>32～38、40～42、45、48、51～52、60～62、64、67～69、71（一部地域除く）</td> </tr> <tr> <td>上蒲刈島北部～豊島東部～大崎下島北部南部～大崎上島北部南部周辺沿岸</td> <td>76、82、86～89、91、100～103、108～110、112（一部地域除く）</td> </tr> <tr> <td>安浦町～安芸津町周辺沿岸、竹原市中部沿岸</td> <td>79、92、94、97</td> </tr> <tr> <td>三原市沿岸、生口島北東部～因島西部沿岸</td> <td>114、117～118、137、139～141</td> </tr> <tr> <td>尾道市東部～福山市西部沿岸</td> <td>120、124</td> </tr> <tr> <td>百島北部沿岸、沼隈町沿岸、内海町南部沿岸</td> <td>129、155、157～158</td> </tr> <tr> <td>福山市東部沿岸、走島沿岸</td> <td>148、150～151、153</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="background-color: #d4edda;">環境面に配慮</td> <td>大野町東部～宮島東部沿岸、阿多田島沿岸、広島市西部沿岸、金輪島～似島周辺沿岸</td> <td>3、6、9、13、22、31</td> </tr> <tr> <td>能美島南部～大黒神島東部沿岸、倉橋島東部南部沿岸</td> <td>47、50、65～66、68、70～72（一部地域除く）</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈島北部～上蒲刈島東部～豊島西部～大崎下島東部西部周辺沿岸</td> <td>73～74、80～81、83～85、88、90</td> </tr> <tr> <td>安浦町周辺沿岸、竹原市西部～生野島周辺沿岸</td> <td>78、104、106、95～96、113</td> </tr> <tr> <td>三原市西部～高根島沿岸</td> <td>115、145</td> </tr> <tr> <td>生口島東部沿岸、向島西部～岩子島・細島～因島東部周辺沿岸</td> <td>142、133～134、136、138、147</td> </tr> <tr> <td>向島東部～百島～福山市西部～内海町北部～福山市南部周辺沿岸</td> <td>122～123、126～128、130～131、152、154、156、160～161</td> </tr> <tr> <td>大野町西部沿岸</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="background-color: #d1ecf1;">利用面に配慮</td> <td>廿日市市沿岸、広島市～呉市西部周辺沿岸</td> <td>7、15、20～21、23～24、27、29、53、55</td> </tr> <tr> <td>江田島・能美島沿岸～倉橋島北部沿岸</td> <td>35、37、39、43～44、46、49、63</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈島南部沿岸、大崎上島北部南部沿岸、安芸津町西部沿岸、竹原市東部～大久野島沿岸</td> <td>75、87、102、105、107、111、93、98～99</td> </tr> <tr> <td>三原市中央部～佐木島～生口島西部沿岸</td> <td>116、143～144、146、</td> </tr> <tr> <td>尾道市～向島北部南部～因島北部沿岸</td> <td>119、121、132、135</td> </tr> <tr> <td>内海町東部西部沿岸</td> <td>159、162</td> </tr> <tr> <td>福山市西部東部沿岸</td> <td>125、149</td> </tr> <tr> <td>大野町西部沿岸</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>《一般公共海岸区域》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">保全の方向性</th> <th style="width: 60%;">主な地域</th> <th style="width: 30%;">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fff3cd;">適正な管理</td> <td>宮島沿岸、似島周辺沿岸、大黒神島西部沿岸、上蒲刈島南部沿岸、因島東部沿岸 等</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	保全の方向性	主な地域	番号	防護面に配慮	大竹市沿岸、阿多田島沿岸、大野町中部沿岸	1～2、5	広島市周辺沿岸	8、10～30（一部地域除く）	呉市周辺沿岸	54、56～59、77	江田島・能美島～倉橋島南部西部周辺沿岸	32～38、40～42、45、48、51～52、60～62、64、67～69、71（一部地域除く）	上蒲刈島北部～豊島東部～大崎下島北部南部～大崎上島北部南部周辺沿岸	76、82、86～89、91、100～103、108～110、112（一部地域除く）	安浦町～安芸津町周辺沿岸、竹原市中部沿岸	79、92、94、97	三原市沿岸、生口島北東部～因島西部沿岸	114、117～118、137、139～141	尾道市東部～福山市西部沿岸	120、124	百島北部沿岸、沼隈町沿岸、内海町南部沿岸	129、155、157～158	福山市東部沿岸、走島沿岸	148、150～151、153	環境面に配慮	大野町東部～宮島東部沿岸、阿多田島沿岸、広島市西部沿岸、金輪島～似島周辺沿岸	3、6、9、13、22、31	能美島南部～大黒神島東部沿岸、倉橋島東部南部沿岸	47、50、65～66、68、70～72（一部地域除く）	下蒲刈島北部～上蒲刈島東部～豊島西部～大崎下島東部西部周辺沿岸	73～74、80～81、83～85、88、90	安浦町周辺沿岸、竹原市西部～生野島周辺沿岸	78、104、106、95～96、113	三原市西部～高根島沿岸	115、145	生口島東部沿岸、向島西部～岩子島・細島～因島東部周辺沿岸	142、133～134、136、138、147	向島東部～百島～福山市西部～内海町北部～福山市南部周辺沿岸	122～123、126～128、130～131、152、154、156、160～161	大野町西部沿岸	4	利用面に配慮	廿日市市沿岸、広島市～呉市西部周辺沿岸	7、15、20～21、23～24、27、29、53、55	江田島・能美島沿岸～倉橋島北部沿岸	35、37、39、43～44、46、49、63	下蒲刈島南部沿岸、大崎上島北部南部沿岸、安芸津町西部沿岸、竹原市東部～大久野島沿岸	75、87、102、105、107、111、93、98～99	三原市中央部～佐木島～生口島西部沿岸	116、143～144、146、	尾道市～向島北部南部～因島北部沿岸	119、121、132、135	内海町東部西部沿岸	159、162	福山市西部東部沿岸	125、149	大野町西部沿岸	4	保全の方向性	主な地域	番号	適正な管理
保全の方向性	主な地域	番号																																																															
防護面に配慮	大竹市沿岸、阿多田島沿岸、大野町中部沿岸	1～2、5																																																															
	広島市周辺沿岸	8、10～30（一部地域除く）																																																															
	呉市周辺沿岸	54、56～59、77																																																															
	江田島・能美島～倉橋島南部西部周辺沿岸	32～38、40～42、45、48、51～52、60～62、64、67～69、71（一部地域除く）																																																															
	上蒲刈島北部～豊島東部～大崎下島北部南部～大崎上島北部南部周辺沿岸	76、82、86～89、91、100～103、108～110、112（一部地域除く）																																																															
	安浦町～安芸津町周辺沿岸、竹原市中部沿岸	79、92、94、97																																																															
	三原市沿岸、生口島北東部～因島西部沿岸	114、117～118、137、139～141																																																															
	尾道市東部～福山市西部沿岸	120、124																																																															
	百島北部沿岸、沼隈町沿岸、内海町南部沿岸	129、155、157～158																																																															
	福山市東部沿岸、走島沿岸	148、150～151、153																																																															
環境面に配慮	大野町東部～宮島東部沿岸、阿多田島沿岸、広島市西部沿岸、金輪島～似島周辺沿岸	3、6、9、13、22、31																																																															
	能美島南部～大黒神島東部沿岸、倉橋島東部南部沿岸	47、50、65～66、68、70～72（一部地域除く）																																																															
	下蒲刈島北部～上蒲刈島東部～豊島西部～大崎下島東部西部周辺沿岸	73～74、80～81、83～85、88、90																																																															
	安浦町周辺沿岸、竹原市西部～生野島周辺沿岸	78、104、106、95～96、113																																																															
	三原市西部～高根島沿岸	115、145																																																															
	生口島東部沿岸、向島西部～岩子島・細島～因島東部周辺沿岸	142、133～134、136、138、147																																																															
	向島東部～百島～福山市西部～内海町北部～福山市南部周辺沿岸	122～123、126～128、130～131、152、154、156、160～161																																																															
	大野町西部沿岸	4																																																															
利用面に配慮	廿日市市沿岸、広島市～呉市西部周辺沿岸	7、15、20～21、23～24、27、29、53、55																																																															
	江田島・能美島沿岸～倉橋島北部沿岸	35、37、39、43～44、46、49、63																																																															
	下蒲刈島南部沿岸、大崎上島北部南部沿岸、安芸津町西部沿岸、竹原市東部～大久野島沿岸	75、87、102、105、107、111、93、98～99																																																															
	三原市中央部～佐木島～生口島西部沿岸	116、143～144、146、																																																															
	尾道市～向島北部南部～因島北部沿岸	119、121、132、135																																																															
	内海町東部西部沿岸	159、162																																																															
	福山市西部東部沿岸	125、149																																																															
	大野町西部沿岸	4																																																															
保全の方向性	主な地域	番号																																																															
適正な管理	宮島沿岸、似島周辺沿岸、大黒神島西部沿岸、上蒲刈島南部沿岸、因島東部沿岸 等	—																																																															


広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項		
2. 海岸の保全の方向に関する事項		
2.6 広島沿岸の海岸保全の方向性		 <p data-bbox="2507 934 2775 1102"><内容変更なし> (ダウンロード版 PDF ファイル等を汎用プリンタで印刷する場合を考慮して、2分割図に編集)</p>
I 図 I-2-1(1) 広島沿岸の海岸保全の方向性		I 図 I-2-1(1) 広島沿岸の海岸保全の方向性
I 図 I-2-1(2) 広島沿岸の海岸保全の方向性		
I 図 I-2-1(2) 広島沿岸の海岸保全の方向性		I 図 I-2-1(2) 広島沿岸の海岸保全の方向性

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）																								
<p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>1. 施設整備の方向性</p> <p>1-1 広島沿岸の地域区分</p>	<p>広島沿岸における海岸保全の基本理念、防護・環境・利用における基本目標・施策方針・施策展開、また、海岸保全の方向性をふまえ、施設整備に関する基本的な事項を示す。</p> <p>施設整備の対象海岸は、沿岸の防護水準の向上を目的とする整備目標に対して、防護機能が不足している海岸区域とし、「安全で安心できる地域社会の形成」を目指す。</p> <p>また、施設整備を行うに際し、海岸保全の方向性に基づき、防護面、環境面、利用面における要素がほぼ同一となる隣接する地区海岸¹⁶⁾を統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を明確にし、この方向性をふまえて、海岸保全施設の種類、規模及び配置等の整備計画を行う。</p> <p>表Ⅱ-1-1に、施設整備の方向性について示す。</p> <p>なお、施設整備に関する基本的な事項の詳細については、資料編第Ⅱ章に示す。</p>	<p>広島沿岸における海岸保全の基本理念、防護・環境・利用における基本目標・施策方針・施策展開、また、海岸保全の方向性をふまえ、施設整備に関する基本的な事項を示す。</p> <p>施設整備の対象海岸は、沿岸の防護水準の向上を目的とする整備目標に対して、防護機能が不足している海岸区域とし、「安全で安心できる地域社会の形成」を目指す。</p> <p>また、施設整備を行うに際し、海岸保全の方向性に基づき、防護面、環境面、利用面における要素がほぼ同一となる隣接する地区海岸¹⁶⁾を統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を明確にし、この方向性をふまえて、海岸保全施設の種類、規模及び配置等の整備計画を行う。</p> <p>表Ⅱ-1-1に、施設整備の方向性について示す。</p> <p>なお、施設整備に関する基本的な事項の詳細については、資料編第Ⅱ章に示す。</p> <p>1. 施設整備の方向性</p> <p>1-1 広島沿岸の地域区分</p> <p>(1) ゾーン区分</p> <p>各地区海岸の整備の方向性を定めるにあたって、自然特性・社会特性の類似性をもった地域（「ゾーン」と呼ぶ）に区分する。</p> <p>広島沿岸を地形特性、行政区分などから7ゾーンに区分し、図Ⅱ-1-1に示す。</p> <p>(2) エリア区分</p> <p>整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった施策を設定することとし、統合した範囲を「エリア」と呼ぶ。</p> <p>ゾーン内のエリアの区分図及び整備の方針を表Ⅱ-1-2に、ゾーン・エリア・海岸・地区の所属・所管一覧を示した地区海岸の一覧を表Ⅱ-1-3に、地区海岸位置図を図Ⅱ-1-2に、それぞれ示す。</p> <p>注1) 表Ⅱ-1-3の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。</p> <p style="text-align: center;">表Ⅱ-1-1 エリア区分</p> <table border="1" data-bbox="1647 1318 2724 1864"> <thead> <tr> <th>ゾーン名</th> <th>エリア名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 宮島・大竹</td> <td>大竹港, 阿多田, 大野, 廿日市, 厳島港, 宮島</td> <td></td> </tr> <tr> <td>II 広島</td> <td>廿日市, 五日市, 草津, 観音・江波, 吉島, 出島, 元宇品, 宇品・丹那, 向洋・海田, 坂, 似島・金輪島</td> <td></td> </tr> <tr> <td>III 江田島・能美島</td> <td>江田島Ⅰ, 江田島Ⅱ, 江田島Ⅲ, 江田島Ⅳ, 能美・江田島, 能美, 沖美Ⅰ, 沖美Ⅱ, 沖美Ⅲ, 能美・大柿, 大柿Ⅰ, 大柿Ⅱ, 大柿Ⅲ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IV 呉・倉橋島・上蒲刈島</td> <td>天応・狩留賀, 呉港, 倉橋島北部, 倉橋島南部, 下蒲刈, 川尻・蒲刈, 安浦, 豊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>V 竹原・大崎上島</td> <td>大芝島, 安芸津, 小泊～築地, 明神～忠海, 阿波島・大久野島, 大崎上島東部, 大崎上島南部, 大崎上島西部, 大崎上島北部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VI 尾道・因島</td> <td>幸崎・須波, 糸崎港, 尾道水道, 福山松永, 百島～岩子島, 因島東部, 因島西部, 生口島東部, 生口島西部, 高根島・佐木島</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VII 福山・内海</td> <td>福山, 田尻・鞆, 走島, 沼隈, 内海</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン名	エリア名	備考	I 宮島・大竹	大竹港, 阿多田, 大野, 廿日市, 厳島港, 宮島		II 広島	廿日市, 五日市, 草津, 観音・江波, 吉島, 出島, 元宇品, 宇品・丹那, 向洋・海田, 坂, 似島・金輪島		III 江田島・能美島	江田島Ⅰ, 江田島Ⅱ, 江田島Ⅲ, 江田島Ⅳ, 能美・江田島, 能美, 沖美Ⅰ, 沖美Ⅱ, 沖美Ⅲ, 能美・大柿, 大柿Ⅰ, 大柿Ⅱ, 大柿Ⅲ		IV 呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀, 呉港, 倉橋島北部, 倉橋島南部, 下蒲刈, 川尻・蒲刈, 安浦, 豊		V 竹原・大崎上島	大芝島, 安芸津, 小泊～築地, 明神～忠海, 阿波島・大久野島, 大崎上島東部, 大崎上島南部, 大崎上島西部, 大崎上島北部		VI 尾道・因島	幸崎・須波, 糸崎港, 尾道水道, 福山松永, 百島～岩子島, 因島東部, 因島西部, 生口島東部, 生口島西部, 高根島・佐木島		VII 福山・内海	福山, 田尻・鞆, 走島, 沼隈, 内海	
ゾーン名	エリア名	備考																								
I 宮島・大竹	大竹港, 阿多田, 大野, 廿日市, 厳島港, 宮島																									
II 広島	廿日市, 五日市, 草津, 観音・江波, 吉島, 出島, 元宇品, 宇品・丹那, 向洋・海田, 坂, 似島・金輪島																									
III 江田島・能美島	江田島Ⅰ, 江田島Ⅱ, 江田島Ⅲ, 江田島Ⅳ, 能美・江田島, 能美, 沖美Ⅰ, 沖美Ⅱ, 沖美Ⅲ, 能美・大柿, 大柿Ⅰ, 大柿Ⅱ, 大柿Ⅲ																									
IV 呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀, 呉港, 倉橋島北部, 倉橋島南部, 下蒲刈, 川尻・蒲刈, 安浦, 豊																									
V 竹原・大崎上島	大芝島, 安芸津, 小泊～築地, 明神～忠海, 阿波島・大久野島, 大崎上島東部, 大崎上島南部, 大崎上島西部, 大崎上島北部																									
VI 尾道・因島	幸崎・須波, 糸崎港, 尾道水道, 福山松永, 百島～岩子島, 因島東部, 因島西部, 生口島東部, 生口島西部, 高根島・佐木島																									
VII 福山・内海	福山, 田尻・鞆, 走島, 沼隈, 内海																									

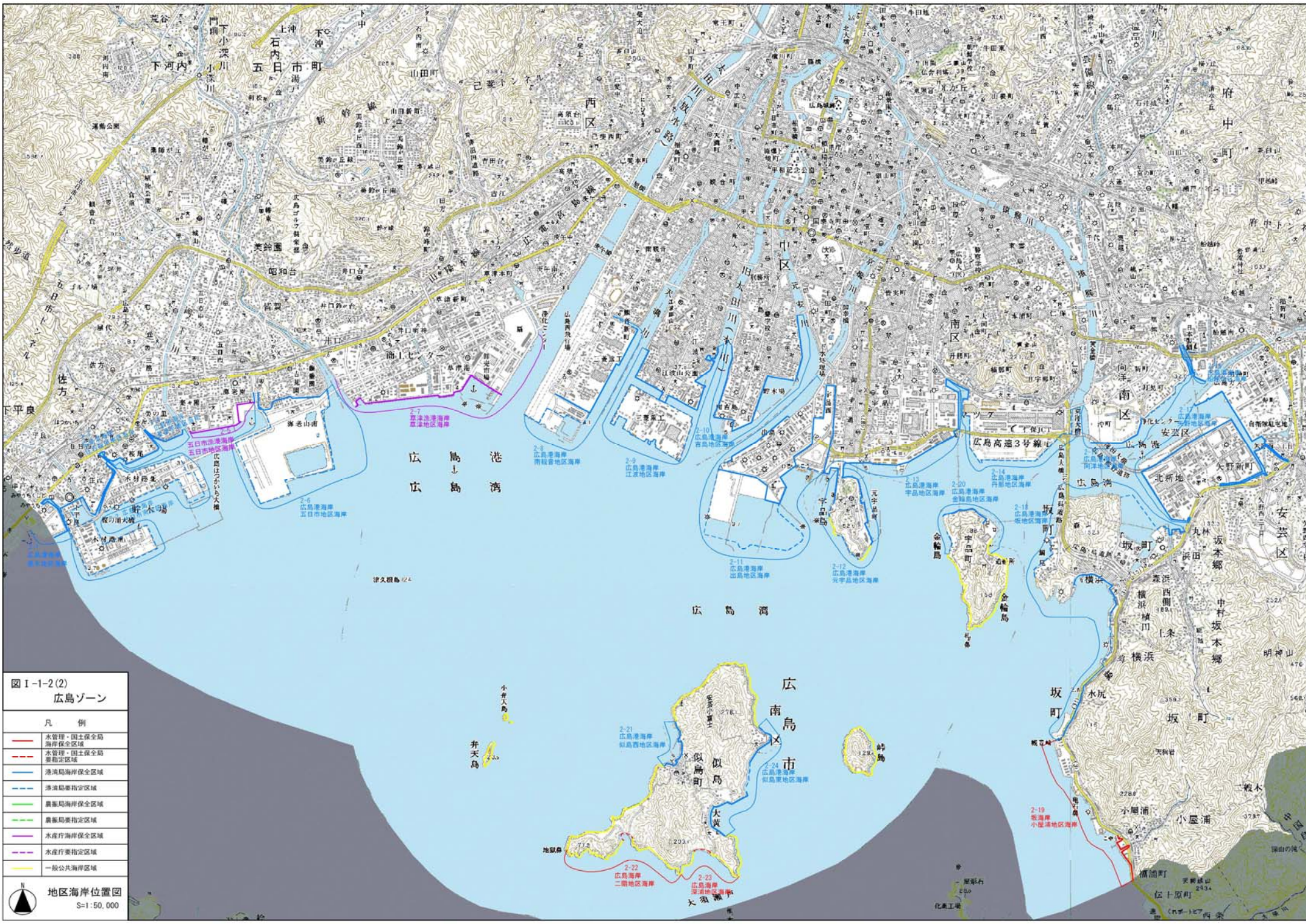
広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）									
第Ⅱ章 海岸 保全施設の整備に関する基本的な事項 1. 施設整備の方向性 1-1 広島沿岸の地域区分	<現行計画では資料編に収録>	<p style="text-align: center;">表Ⅱ-1-2(2) エリア区分図及び整備の方針【広島ゾーン】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">ゾーン名</th> <th style="width: 25%;">関係市町村</th> <th style="width: 15%;">エリア数</th> <th style="width: 35%;">整備の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島ゾーン</td> <td>広島市、海田町、坂町</td> <td>11</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <ol style="list-style-type: none"> (1) 廿日市エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (2) 五日市エリア 八幡川河口部の干潟の保全を図りつつ、親水性の確保に配慮しながら、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (3) 草津エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (4) 観音・江波エリア 海辺を利用した伝統行事が行われており、観音地区にはマリナーもある。また、海岸線に沿って企業・住宅が密集している。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (5) 吉島エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (6) 出島エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (7) 元宇品エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、散策・磯遊びなどの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (8) 宇品・丹那エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、また、親水公園等もあることから、景観に配慮しながら高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (9) 向洋・海田エリア 海岸線に沿って企業・住宅などが密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (10) 坂エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場が分布している地域と人口海浜があり海水浴客で夏はにぎわう地域がある、これらに十分に配慮した環境・利用に配慮した海岸整備を進める。 (11) 似島・金輪島エリア 広島港では代表的な島であり、天然の海岸が残りこれらに十分に配慮した海岸整備を進める。 		ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針	広島ゾーン	広島市、海田町、坂町	11	
ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針								
広島ゾーン	広島市、海田町、坂町	11									

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）																																																																																																															
<p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>1. 施設整備の方向性</p> <p>1-1 広島沿岸の地域区分</p>	<p><現行計画では資料編に収録></p>	<p style="text-align: center; color: red;">表Ⅱ-1-3(2) 地区海岸一覧（広島ゾーン）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ゾーン名</th> <th>エリア名</th> <th>番号</th> <th>地区海岸名</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="24" style="text-align: center; vertical-align: middle;">広島</td> <td rowspan="3">廿日市</td> <td>2- 1</td> <td>広島港海岸（嘉永）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>2- 2</td> <td>広島港海岸（廿日市南）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>2- 3</td> <td>広島港海岸（住吉桜尾）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">五日市</td> <td rowspan="2">11</td> <td>2- 4</td> <td>広島港海岸（美濃里）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>2- 5</td> <td>五日市漁港海岸（五日市）</td> <td>水産庁</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td rowspan="2">2- 6</td> <td rowspan="2">広島港海岸（五日市）</td> <td rowspan="2">港湾局</td> </tr> <tr> <td>13</td> </tr> <tr> <td>草津</td> <td>14</td> <td>2- 7</td> <td>草津漁港海岸（草津）</td> <td>水産庁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">観音・江波</td> <td>15</td> <td rowspan="3">2- 8</td> <td rowspan="3">広島港海岸（南観音）</td> <td rowspan="3">港湾局</td> </tr> <tr> <td>16</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>2- 9</td> <td>広島港海岸（江波）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>吉島</td> <td>18</td> <td>2- 10</td> <td>広島港海岸（吉島）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出島</td> <td>19</td> <td rowspan="2">2- 11</td> <td rowspan="2">広島港海岸（出島）</td> <td rowspan="2">港湾局</td> </tr> <tr> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">元宇品</td> <td>21</td> <td rowspan="3">2- 12</td> <td rowspan="3">広島港海岸（元宇品）</td> <td rowspan="3">港湾局</td> </tr> <tr> <td>22</td> </tr> <tr> <td>23</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宇品・丹那</td> <td>24</td> <td>2- 13</td> <td>広島港海岸（宇品）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2- 14</td> <td>広島港海岸（丹那）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">向洋・海田</td> <td rowspan="3">26</td> <td>2- 15</td> <td>広島港海岸（向洋）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>2- 16</td> <td>広島港海岸（船越）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>2- 17</td> <td>広島港海岸（矢野）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">坂</td> <td>27</td> <td rowspan="3">2- 18</td> <td rowspan="3">広島港海岸（坂）</td> <td rowspan="3">港湾局</td> </tr> <tr> <td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">似島・金輪島</td> <td rowspan="5">31</td> <td>2- 19</td> <td>坂海岸（小屋浦）</td> <td>水国局</td> </tr> <tr> <td>2- 20</td> <td>広島港海岸（金輪島）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>2- 21</td> <td>広島港海岸（似島西）</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>2- 22</td> <td>広島海岸（二階）</td> <td>水国局</td> </tr> <tr> <td>2- 23</td> <td>広島海岸（深浦）</td> <td>水国局</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2- 24</td> <td>広島港海岸（似島東）</td> <td>港湾局</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	広島	廿日市	2- 1	広島港海岸（嘉永）	港湾局	2- 2	広島港海岸（廿日市南）	港湾局	2- 3	広島港海岸（住吉桜尾）	港湾局	五日市	11	2- 4	広島港海岸（美濃里）	港湾局	2- 5	五日市漁港海岸（五日市）	水産庁	12	2- 6	広島港海岸（五日市）	港湾局	13	草津	14	2- 7	草津漁港海岸（草津）	水産庁	観音・江波	15	2- 8	広島港海岸（南観音）	港湾局	16	17	2- 9	広島港海岸（江波）	港湾局	吉島	18	2- 10	広島港海岸（吉島）	港湾局	出島	19	2- 11	広島港海岸（出島）	港湾局	20	元宇品	21	2- 12	広島港海岸（元宇品）	港湾局	22	23	宇品・丹那	24	2- 13	広島港海岸（宇品）	港湾局	25	2- 14	広島港海岸（丹那）	港湾局	向洋・海田	26	2- 15	広島港海岸（向洋）	港湾局	2- 16	広島港海岸（船越）	港湾局	2- 17	広島港海岸（矢野）	港湾局	坂	27	2- 18	広島港海岸（坂）	港湾局	28	29	似島・金輪島	31	2- 19	坂海岸（小屋浦）	水国局	2- 20	広島港海岸（金輪島）	港湾局	2- 21	広島港海岸（似島西）	港湾局	2- 22	広島海岸（二階）	水国局	2- 23	広島海岸（深浦）	水国局			2- 24	広島港海岸（似島東）	港湾局
ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管																																																																																																													
広島	廿日市	2- 1	広島港海岸（嘉永）	港湾局																																																																																																													
		2- 2	広島港海岸（廿日市南）	港湾局																																																																																																													
		2- 3	広島港海岸（住吉桜尾）	港湾局																																																																																																													
	五日市	11	2- 4	広島港海岸（美濃里）	港湾局																																																																																																												
			2- 5	五日市漁港海岸（五日市）	水産庁																																																																																																												
		12	2- 6	広島港海岸（五日市）	港湾局																																																																																																												
		13																																																																																																															
	草津	14	2- 7	草津漁港海岸（草津）	水産庁																																																																																																												
	観音・江波	15	2- 8	広島港海岸（南観音）	港湾局																																																																																																												
		16																																																																																																															
		17				2- 9	広島港海岸（江波）		港湾局																																																																																																								
	吉島	18	2- 10	広島港海岸（吉島）	港湾局																																																																																																												
	出島	19	2- 11	広島港海岸（出島）	港湾局																																																																																																												
		20																																																																																																															
	元宇品	21	2- 12	広島港海岸（元宇品）	港湾局																																																																																																												
		22																																																																																																															
		23																																																																																																															
	宇品・丹那	24	2- 13	広島港海岸（宇品）	港湾局																																																																																																												
		25	2- 14	広島港海岸（丹那）	港湾局																																																																																																												
	向洋・海田	26	2- 15	広島港海岸（向洋）	港湾局																																																																																																												
			2- 16	広島港海岸（船越）	港湾局																																																																																																												
			2- 17	広島港海岸（矢野）	港湾局																																																																																																												
	坂	27	2- 18	広島港海岸（坂）	港湾局																																																																																																												
		28																																																																																																															
29																																																																																																																	
似島・金輪島	31	2- 19	坂海岸（小屋浦）	水国局																																																																																																													
		2- 20	広島港海岸（金輪島）	港湾局																																																																																																													
		2- 21	広島港海岸（似島西）	港湾局																																																																																																													
		2- 22	広島海岸（二階）	水国局																																																																																																													
		2- 23	広島海岸（深浦）	水国局																																																																																																													
		2- 24	広島港海岸（似島東）	港湾局																																																																																																													

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）																				
第Ⅱ章 海岸 保全施設の整 備に関する基 本的な事項	<現行計画では資料編 に収録>	※) 表Ⅱ-1-2(1)～(14)のうち、対比表では(2)のみを示す。																				
1. 施設整備の 方向性																						
1-1 広島 沿岸の地域区 分		 <p>図 I-1-2(2) 広島ゾーン</p> <table border="1" data-bbox="712 1365 920 1680"> <thead> <tr> <th>凡 例</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>— (赤)</td> <td>水管理・国土保全局 海洋保全区域</td> </tr> <tr> <td>— (赤)</td> <td>水管理・国土保全局 要指定区域</td> </tr> <tr> <td>— (青)</td> <td>港湾局海洋保全区域</td> </tr> <tr> <td>— (青)</td> <td>港湾局要指定区域</td> </tr> <tr> <td>— (緑)</td> <td>農林局海洋保全区域</td> </tr> <tr> <td>— (緑)</td> <td>農林局要指定区域</td> </tr> <tr> <td>— (紫)</td> <td>水産庁海洋保全区域</td> </tr> <tr> <td>— (紫)</td> <td>水産庁要指定区域</td> </tr> <tr> <td>— (黄)</td> <td>一般公共海洋区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区海岸位置図 S=1:50,000</p>	凡 例	説明	— (赤)	水管理・国土保全局 海洋保全区域	— (赤)	水管理・国土保全局 要指定区域	— (青)	港湾局海洋保全区域	— (青)	港湾局要指定区域	— (緑)	農林局海洋保全区域	— (緑)	農林局要指定区域	— (紫)	水産庁海洋保全区域	— (紫)	水産庁要指定区域	— (黄)	一般公共海洋区域
凡 例	説明																					
— (赤)	水管理・国土保全局 海洋保全区域																					
— (赤)	水管理・国土保全局 要指定区域																					
— (青)	港湾局海洋保全区域																					
— (青)	港湾局要指定区域																					
— (緑)	農林局海洋保全区域																					
— (緑)	農林局要指定区域																					
— (紫)	水産庁海洋保全区域																					
— (紫)	水産庁要指定区域																					
— (黄)	一般公共海洋区域																					

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）						
<p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>1. 施設整備の方向性</p> <p>1-2 整備の方向性</p>	<p>■表Ⅱ-1-1に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。 整備の方向性は、統合した地区海岸の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。 「海岸保全の方向性」に基づき、統合した海岸毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。 環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。 <p>注1) 海岸の番号を図Ⅰ-2-1に示している。</p> <p style="text-align: right;">※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照</p> <p style="text-align: center;">＜現行計画では資料編に収録＞</p>	<p>1-2 整備の方向性</p> <p>ゾーン別の特性より立案した整備の方針をもとに、整備の方向性を設定することとし、表Ⅱ-1-5に、施設整備の方向性について示す。</p> <p>■表Ⅱ-1-5に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。（統合した範囲を「エリア」と呼ぶ） 整備の方向性は、統合した地区海岸（エリア）の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。 「海岸保全の方向性」に基づき、統合した地区海岸（エリア）毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。 環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。 <p>注2) 海岸の番号を図Ⅰ-1-2に示している。</p> <p style="text-align: right;">※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照</p> <p style="text-align: center;">表Ⅱ-1-4 広島沿岸域における整備の方向性（全域の共通施策）</p> <table border="1" data-bbox="1685 1333 2745 1732"> <thead> <tr> <th>防護面</th> <th>環境面</th> <th>利用面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●侵食に強い海岸の整備 ・土砂収支の広域的連携の推進 ●総合的な防災体制の整備 ・施設の運用・維持管理の高度化 ・地域と協力した防災体制の整備 ・地域住民の防災意識の向上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系に配慮した施設整備 ●海岸環境の保全活動の推進 ・環境情報の共有化 ・海岸ごみ対策の充実 ・海岸及び周辺施策との連携 ●環境教育の推進 ・環境教育の場としての活用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●利用しやすい海岸の整備 ・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 ●海岸利用の増進 ・海岸利用の積極的な情報提供の推進 ・海岸及び周辺施策との連携 ●海岸利用のルールづくり ・利用者のマナー向上に向けた取組の推進 ・放置艇対策における関係機関との調整 </td> </tr> </tbody> </table>	防護面	環境面	利用面	<ul style="list-style-type: none"> ●侵食に強い海岸の整備 ・土砂収支の広域的連携の推進 ●総合的な防災体制の整備 ・施設の運用・維持管理の高度化 ・地域と協力した防災体制の整備 ・地域住民の防災意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系に配慮した施設整備 ●海岸環境の保全活動の推進 ・環境情報の共有化 ・海岸ごみ対策の充実 ・海岸及び周辺施策との連携 ●環境教育の推進 ・環境教育の場としての活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用しやすい海岸の整備 ・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 ●海岸利用の増進 ・海岸利用の積極的な情報提供の推進 ・海岸及び周辺施策との連携 ●海岸利用のルールづくり ・利用者のマナー向上に向けた取組の推進 ・放置艇対策における関係機関との調整
防護面	環境面	利用面						
<ul style="list-style-type: none"> ●侵食に強い海岸の整備 ・土砂収支の広域的連携の推進 ●総合的な防災体制の整備 ・施設の運用・維持管理の高度化 ・地域と協力した防災体制の整備 ・地域住民の防災意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系に配慮した施設整備 ●海岸環境の保全活動の推進 ・環境情報の共有化 ・海岸ごみ対策の充実 ・海岸及び周辺施策との連携 ●環境教育の推進 ・環境教育の場としての活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用しやすい海岸の整備 ・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 ●海岸利用の増進 ・海岸利用の積極的な情報提供の推進 ・海岸及び周辺施策との連携 ●海岸利用のルールづくり ・利用者のマナー向上に向けた取組の推進 ・放置艇対策における関係機関との調整 						

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画				変更計画（案）						
	番号	地区海岸名	整備の方向性			番号	地区海岸名	整備の方向性			
			防護面	環境面	利用面			防護面	環境面	利用面	
第Ⅱ章 海岸 保全施設の整 備に関する基 本的な事項 1. 海岸保全 施設の整備に 関する基本的 な事項 1.1 海岸保全 施設の整備に 関する基本的 な事項	※) 表Ⅱ-1-1(1)～(15)のうち、対比表では(2)のみを示す。										
	表Ⅱ-1-1(2) 施設整備に関する基本的な事項										
	10	広島港海岸(嘉永) 広島港海岸(廿日市南) 広島港海岸(住吉桜尾)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策(住吉桜尾)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(廿日市ポートパークなど)						
	11	広島港海岸(美濃里) 五日市漁港海岸(五日市)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)						
	12		●高潮に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	—						
	13	広島港海岸(五日市)	●高潮に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(みずどりの浜公園など)						
	14	草津漁港海岸(草津)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	—						
	15	広島港海岸(南観音)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(観音マリナー、広島FMPなど)						
	16		●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—						
	17	広島港海岸(江波)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(江波の漕ぎ伝馬、管絃祭など) ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海神宮など)						
	18	広島港海岸(吉島)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)						
	19		●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—						
	20	広島港海岸(出島)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(港湾緑地、フェリー乗場など)						
	21		●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)						
	22	広島港海岸(元宇品)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(砂浜など)	—						
	23		●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ホテル、マリナーなど)						
	24	広島港海岸(宇品)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(広島みなと祭など)						
	25	広島港海岸(宇品) 広島港海岸(丹那)	●高潮に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策(宇品)	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—						
	※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。										
	※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。										

※) 表Ⅱ-1-1(1)～(15)のうち、対比表では(2)のみを示す。

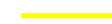





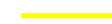





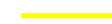





表Ⅱ-1-5(2) 施設整備に関する基本的な事項

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
10	広島港海岸(嘉永) 広島港海岸(廿日市南) 広島港海岸(住吉桜尾)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(住吉桜尾)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(廿日市ポートパークなど)
11	広島港海岸(美濃里) 五日市漁港海岸(五日市)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(美濃里)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
12		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	—
13	広島港海岸(五日市)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(みずどりの浜公園など)
14	草津漁港海岸(草津)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	—
15	広島港海岸(南観音)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(観音マリナー、広島FMPなど)
16		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
17	広島港海岸(江波)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(江波の漕ぎ伝馬、管絃祭など) ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海神宮など)
18	広島港海岸(吉島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
19		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
20	広島港海岸(出島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(港湾緑地、フェリー乗場など)
21		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
22	広島港海岸(元宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(砂浜など)	—
23		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ホテル、マリナーなど)
24	広島港海岸(宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(広島みなと祭など)
25	広島港海岸(宇品) 広島港海岸(丹那)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策(宇品)	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

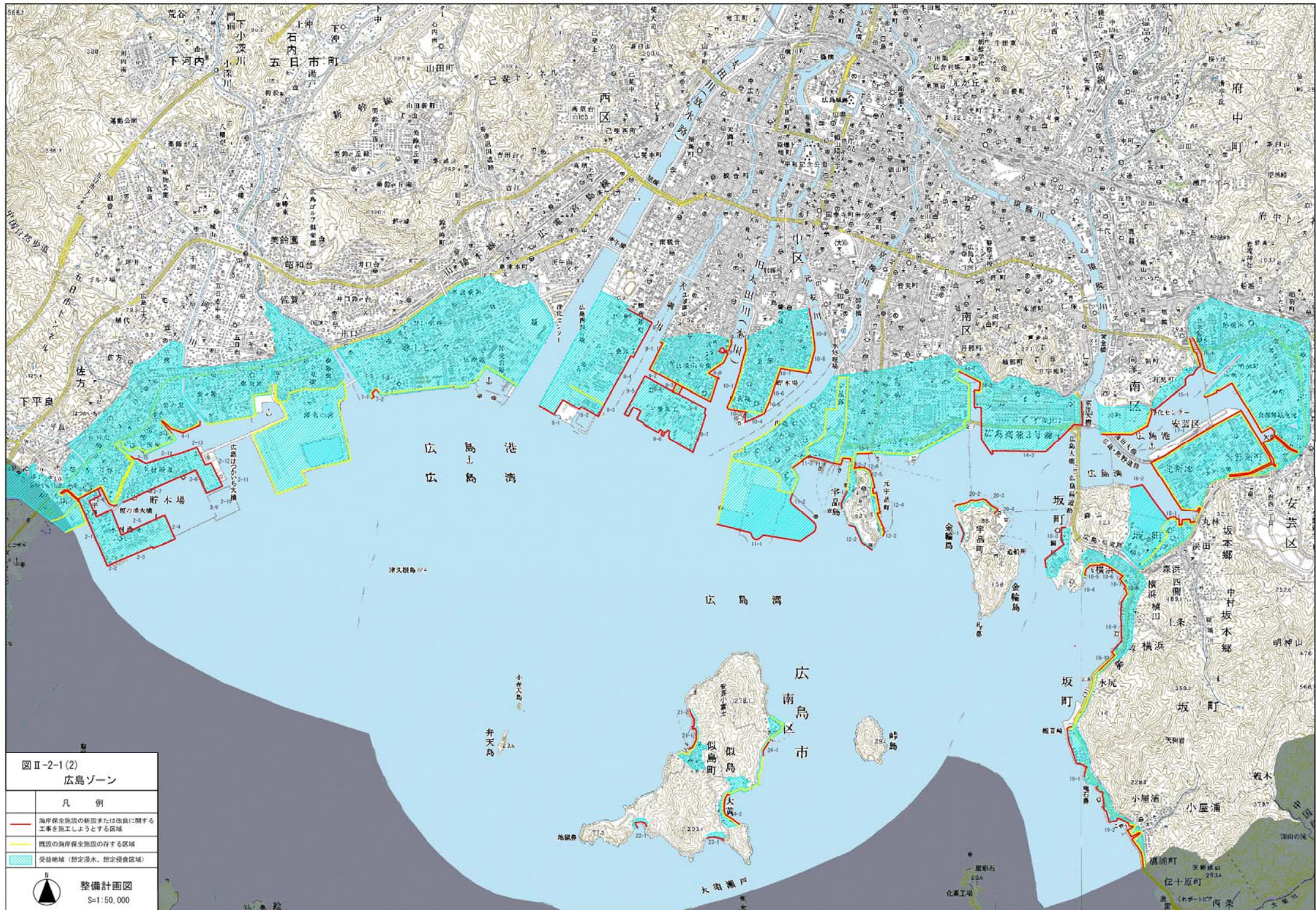
項目	現行計画	変更計画（案）																						
<p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細</p>	<p>< 現行計画では資料編に収録 ></p>	<p>2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細</p> <p>整備対象海岸毎に、整備する施設の種類、規模、受益地域、整備の方向性等を整理した「施設の整備内容」を表Ⅱ-2-1、整備計画図を図Ⅱ-2-1に示す。</p> <p>施設整備の内容については、次のように設定している。</p> <p>《施設整備の内容》</p> <table border="1" data-bbox="667 583 1587 1281"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>決定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 整備対象地区 海岸</td> <td>要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。</td> </tr> <tr> <td>② 整備延長</td> <td>①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。</td> </tr> <tr> <td>③ 代表堤防高</td> <td>防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。</td> </tr> <tr> <td>④ 施設の種類</td> <td>⑥の整備の方向性（特に1）を満足するために適切な施設の種類の選定。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 受益地域</td> <td>本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図（図Ⅱ-2-1）参照。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 整備の方向性 （環境面・利用面）</td> <td>1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項） 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。</p> <p>注 2) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力等の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。</p> <p>注 3) 表Ⅱ-1-3の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。</p> <p>《整備計画図の見方》</p> <table border="1" data-bbox="1632 583 2783 1774"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>凡例の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既設の海岸保全施設の存する区域 黄色線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 既設の海岸保全施設のある区域を示す。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。（あくまでも、現在の海岸保全施設を図示） </td> </tr> <tr> <td>海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域 赤色線   現在の海岸保全施設の改良  新設または海岸保全施設に取り込んだ改良</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。 赤色線の背後に黄色線（既設の海岸保全施設の存する区域）のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。 赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。 </td> </tr> <tr> <td>受益地域（想定浸水、想定侵食区域） 水色ハッチ  海岸保全施設によって浸水、侵食から守られている地域  新設または海岸保全施設に取り込んだ改良</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。 黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。 民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	決定方法	① 整備対象地区 海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。	② 整備延長	①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。	③ 代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。	④ 施設の種類	⑥の整備の方向性（特に1）を満足するために適切な施設の種類の選定。	⑤ 受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図（図Ⅱ-2-1）参照。	⑥ 整備の方向性 （環境面・利用面）	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項） 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項）	凡例	凡例の説明	既設の海岸保全施設の存する区域 黄色線 	<ul style="list-style-type: none"> 既設の海岸保全施設のある区域を示す。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。（あくまでも、現在の海岸保全施設を図示） 	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域 赤色線   現在の海岸保全施設の改良  新設または海岸保全施設に取り込んだ改良	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。 赤色線の背後に黄色線（既設の海岸保全施設の存する区域）のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。 赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。 	受益地域（想定浸水、想定侵食区域） 水色ハッチ  海岸保全施設によって浸水、侵食から守られている地域  新設または海岸保全施設に取り込んだ改良	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。 黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。 民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。
項目	決定方法																							
① 整備対象地区 海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。																							
② 整備延長	①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。																							
③ 代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。																							
④ 施設の種類	⑥の整備の方向性（特に1）を満足するために適切な施設の種類の選定。																							
⑤ 受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図（図Ⅱ-2-1）参照。																							
⑥ 整備の方向性 （環境面・利用面）	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項） 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項）																							
凡例	凡例の説明																							
既設の海岸保全施設の存する区域 黄色線 	<ul style="list-style-type: none"> 既設の海岸保全施設のある区域を示す。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。（あくまでも、現在の海岸保全施設を図示） 																							
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域 赤色線   現在の海岸保全施設の改良  新設または海岸保全施設に取り込んだ改良	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。 赤色線の背後に黄色線（既設の海岸保全施設の存する区域）のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。 赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。 																							
受益地域（想定浸水、想定侵食区域） 水色ハッチ  海岸保全施設によって浸水、侵食から守られている地域  新設または海岸保全施設に取り込んだ改良	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。 黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。 民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。 																							

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

変更計画（案）

項目	現行計画	変更計画（案）																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細</p>	<p><現行計画では資料編に収録></p>	<p>※) 表Ⅱ-2-1(1)～(40)のうち、対比表では(4), (5)のみを示す。</p> <p style="text-align: center;">表Ⅱ-2-1 施設の整備内容</p> <p style="text-align: center;">表Ⅱ-2-1 (4) 施設整備の内容 (広島ゾーン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区海岸名</th> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">区域</th> <th colspan="3">配置</th> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th rowspan="2">受益地域</th> <th colspan="2">整備の方向性</th> </tr> <tr> <th>延長 (m)</th> <th>規模 (T.P.M) (C.D.L.M)</th> <th>代表防高 (C.D.L.M)</th> <th>地域</th> <th>状況</th> <th>環境面に対する配慮事項</th> <th>利用面に対する配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">広島港海岸(舊永)</td> <td rowspan="3">港湾局</td> <td rowspan="3">1</td> <td>廿日市市南戸</td> <td>600</td> <td>5.4</td> <td>7.2</td> <td>堤防</td> <td rowspan="3">廿日市市南戸</td> <td rowspan="3">住宅地、商業地、工業地、農用地</td> <td rowspan="3">●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善</td> <td rowspan="3">●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●防災計画の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</td> </tr> <tr> <td>廿日市市南戸1丁目</td> <td>230</td> <td>4.4</td> <td>6.2</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>廿日市市下平良</td> <td>250</td> <td>5.7</td> <td>7.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">広島港海岸(廿日市南)</td> <td rowspan="15">港湾局</td> <td rowspan="15">2</td> <td>1</td> <td>1,095</td> <td>5.7</td> <td>7.5</td> <td>護岸</td> <td rowspan="15">廿日市市平良～住吉</td> <td rowspan="15">商業地、工業地</td> <td rowspan="15">●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善</td> <td rowspan="15">●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>710</td> <td>6.1</td> <td>7.9</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>430</td> <td>4.5</td> <td>6.6</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>200</td> <td>4.5</td> <td>6.3</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,098</td> <td>5.2</td> <td>7.0</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1,050</td> <td>4.4</td> <td>6.2</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1,310</td> <td>5.6</td> <td>7.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>355</td> <td>5.6</td> <td>7.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>245</td> <td>5.7</td> <td>7.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>110</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>400</td> <td>4.5</td> <td>6.3</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>140</td> <td>5.2</td> <td>7.0</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>455</td> <td>4.3</td> <td>6.1</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>600</td> <td>4.4</td> <td>6.2</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>320</td> <td>4.4</td> <td>6.2</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>広島港海岸(住吉桜尾)</td> <td>港湾局</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>廿日市市桜尾</td> <td>200</td> <td>4.5</td> <td>6.3</td> <td>堤防</td> <td>廿日市市桜尾</td> <td>住宅地、商業地、工業地、農用地</td> <td>●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善</td> <td>●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</td> </tr> <tr> <td>広島港海岸(美濃里)</td> <td>港湾局</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>広島市佐伯区美の里</td> <td>690</td> <td>4.9</td> <td>6.6</td> <td>堤防</td> <td>広島市佐伯区美の里</td> <td>住宅地、商業地、工業地、農用地</td> <td>●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善</td> <td>●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 整備の方向性において、下欄を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態や地域の要請、防災計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。</p> <p>※) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。</p> <p>※) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。</p>	地区海岸名	所管	番号	区域	配置			施設の種類	受益地域	整備の方向性		延長 (m)	規模 (T.P.M) (C.D.L.M)	代表防高 (C.D.L.M)	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	広島港海岸(舊永)	港湾局	1	廿日市市南戸	600	5.4	7.2	堤防	廿日市市南戸	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●防災計画の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	廿日市市南戸1丁目	230	4.4	6.2	護岸	廿日市市下平良	250	5.7	7.5	護岸	広島港海岸(廿日市南)	港湾局	2	1	1,095	5.7	7.5	護岸	廿日市市平良～住吉	商業地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	2	710	6.1	7.9	護岸	3	430	4.5	6.6	胸壁	4	200	4.5	6.3	胸壁	5	1,098	5.2	7.0	護岸	6	1,050	4.4	6.2	護岸	7	1,310	5.6	7.4	護岸	8	355	5.6	7.4	護岸	9	245	5.7	7.5	護岸	10	110	4.7	6.5	胸壁	11	400	4.5	6.3	胸壁	12	140	5.2	7.0	護岸	13	455	4.3	6.1	胸壁	14	600	4.4	6.2	護岸	15	320	4.4	6.2	胸壁	広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局	3	1	廿日市市桜尾	200	4.5	6.3	堤防	廿日市市桜尾	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	広島港海岸(美濃里)	港湾局	4	1	広島市佐伯区美の里	690	4.9	6.6	堤防	広島市佐伯区美の里	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保																																																																																																																																
地区海岸名	所管	番号					区域	配置				施設の種類	受益地域	整備の方向性																																																																																																																																																																																																																																																																								
			延長 (m)	規模 (T.P.M) (C.D.L.M)	代表防高 (C.D.L.M)	地域		状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																																																																																																																																																																																																																																																																												
広島港海岸(舊永)	港湾局	1	廿日市市南戸	600	5.4	7.2	堤防	廿日市市南戸	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●防災計画の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																																																																																																																																																																																																																																											
			廿日市市南戸1丁目	230	4.4	6.2	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			廿日市市下平良	250	5.7	7.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
広島港海岸(廿日市南)	港湾局	2	1	1,095	5.7	7.5	護岸	廿日市市平良～住吉	商業地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																																																																																																																																																																																																																																											
			2	710	6.1	7.9	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			3	430	4.5	6.6	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																															
			4	200	4.5	6.3	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																															
			5	1,098	5.2	7.0	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			6	1,050	4.4	6.2	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			7	1,310	5.6	7.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			8	355	5.6	7.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			9	245	5.7	7.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			10	110	4.7	6.5	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																															
			11	400	4.5	6.3	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																															
			12	140	5.2	7.0	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			13	455	4.3	6.1	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																															
			14	600	4.4	6.2	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																															
			15	320	4.4	6.2	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																															
広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局	3	1	廿日市市桜尾	200	4.5	6.3	堤防	廿日市市桜尾	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																																																																																																																																																																																																																																										
広島港海岸(美濃里)	港湾局	4	1	広島市佐伯区美の里	690	4.9	6.6	堤防	広島市佐伯区美の里	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保																																																																																																																																																																																																																																																																										
表Ⅱ-2-1 (5) 施設整備の内容 (広島ゾーン)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区海岸名</th> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">区域</th> <th colspan="3">配置</th> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th rowspan="2">受益地域</th> <th colspan="2">整備の方向性</th> </tr> <tr> <th>延長 (m)</th> <th>規模 (T.P.M) (C.D.L.M)</th> <th>代表防高 (C.D.L.M)</th> <th>地域</th> <th>状況</th> <th>環境面に対する配慮事項</th> <th>利用面に対する配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">草津漁港海岸(草津)</td> <td rowspan="4">水産庁</td> <td rowspan="4">7</td> <td>1</td> <td rowspan="4">広島市西区商工センター</td> <td>20</td> <td>5.7</td> <td>7.5</td> <td>護岸</td> <td rowspan="4">広島市西区商工センター～扇</td> <td rowspan="4">住宅地</td> <td rowspan="4">●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>35</td> <td>5.7</td> <td>7.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>155</td> <td>5.6</td> <td>7.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>60</td> <td>5.6</td> <td>7.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">広島港海岸(南観音)</td> <td rowspan="6">港湾局</td> <td rowspan="6">8</td> <td>1</td> <td rowspan="6">広島市西区観音新町</td> <td>900</td> <td>4.9</td> <td>6.7</td> <td>胸壁</td> <td rowspan="6">広島市西区観音新町</td> <td rowspan="6">住宅地、商業地、工業地、農用地</td> <td rowspan="6">●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善</td> <td rowspan="6">●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>350</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>320</td> <td>5.5</td> <td>7.3</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>780</td> <td>5.5</td> <td>7.3</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>600</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>500</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>堤防</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">広島港海岸(江波)</td> <td rowspan="12">港湾局</td> <td rowspan="12">9</td> <td>1</td> <td rowspan="12">広島市中区江波西</td> <td>110</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>護岸</td> <td rowspan="12">広島市中区江波東～江波東</td> <td rowspan="12">住宅地、商業地、工業地、農用地</td> <td rowspan="12">●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善</td> <td rowspan="12">●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>385</td> <td>4.8</td> <td>6.7</td> <td>堤防</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>995</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>230</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>190</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>690</td> <td>5.3</td> <td>7.1</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1,890</td> <td>6.1</td> <td>7.9</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>730</td> <td>5.1</td> <td>6.9</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>190</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>760</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>225</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>220</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>堤防</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>190</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>堤防</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">広島港海岸(吉島)</td> <td rowspan="9">港湾局</td> <td rowspan="9">10</td> <td>1</td> <td rowspan="9">広島市中区吉島西～南千田町</td> <td>1,051</td> <td>4.9</td> <td>6.7</td> <td>堤防</td> <td rowspan="9">広島市中区吉島西～南千田町</td> <td rowspan="9">住宅地、商業地、工業地、農用地</td> <td rowspan="9">●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善</td> <td rowspan="9">●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>240</td> <td>5.5</td> <td>7.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>210</td> <td>5.5</td> <td>7.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>130</td> <td>5.5</td> <td>7.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>220</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>530</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>290</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>胸壁</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>845</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>420</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広島港海岸(出島)</td> <td rowspan="3">港湾局</td> <td rowspan="3">11</td> <td>1</td> <td rowspan="3">広島市南区出島</td> <td>1,325</td> <td>5.4</td> <td>7.2</td> <td>護岸</td> <td rowspan="3">広島市南区出島～宇品海岸</td> <td rowspan="3">商業地、工業地</td> <td rowspan="3">●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造</td> <td rowspan="3">●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●防災計画の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>755</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>345</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>堤防</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">広島港海岸(元宇品)</td> <td rowspan="7">港湾局</td> <td rowspan="7">12</td> <td>1</td> <td rowspan="7">広島市南区元宇品</td> <td>295</td> <td>4.4</td> <td>6.2</td> <td>胸壁</td> <td rowspan="7">広島市南区元宇品</td> <td rowspan="7">住宅地、商業地、工業地、農用地</td> <td rowspan="7">●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造</td> <td rowspan="7">●を活用できる海岸の整備 ・遊歩道等の設置 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>180</td> <td>4.7</td> <td>6.5</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>940</td> <td>5.4</td> <td>7.2</td> <td>人工海浜</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>80</td> <td>5.4</td> <td>7.2</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>740</td> <td>4.9</td> <td>6.7</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>440</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>270</td> <td>4.6</td> <td>6.4</td> <td>護岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 整備の方向性において、下欄を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態や地域の要請、防災計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。</p> <p>※) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。</p> <p>※) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。</p>			地区海岸名	所管	番号	区域	配置			施設の種類	受益地域	整備の方向性		延長 (m)	規模 (T.P.M) (C.D.L.M)	代表防高 (C.D.L.M)	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	草津漁港海岸(草津)	水産庁	7	1	広島市西区商工センター	20	5.7	7.5	護岸	広島市西区商工センター～扇	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	2	35	5.7	7.5	護岸	3	155	5.6	7.4	護岸	4	60	5.6	7.4	護岸	広島港海岸(南観音)	港湾局	8	1	広島市西区観音新町	900	4.9	6.7	胸壁	広島市西区観音新町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	2	350	4.6	6.4	護岸	3	320	5.5	7.3	護岸	4	780	5.5	7.3	胸壁	5	600	4.7	6.5	胸壁	6	500	4.6	6.4	堤防	広島港海岸(江波)	港湾局	9	1	広島市中区江波西	110	4.7	6.5	護岸	広島市中区江波東～江波東	住宅地、商業地、工業地、農用地	●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	17	385	4.8	6.7	堤防	2	995	4.6	6.4	護岸	3	230	4.6	6.4	護岸	4	190	4.6	6.4	護岸	5	690	5.3	7.1	護岸	6	1,890	6.1	7.9	護岸	7	730	5.1	6.9	護岸	8	190	4.6	6.4	護岸	9	760	4.6	6.4	護岸	11	225	4.7	6.5	護岸	10	220	4.7	6.5	堤防	12	190	4.7	6.5	堤防	広島港海岸(吉島)	港湾局	10	1	広島市中区吉島西～南千田町	1,051	4.9	6.7	堤防	広島市中区吉島西～南千田町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保	2	240	5.5	7.4	護岸	3	210	5.5	7.4	護岸	4	130	5.5	7.4	護岸	5	220	4.7	6.5	胸壁	6	530	4.7	6.5	護岸	7	290	4.7	6.5	胸壁	8	845	4.7	6.5	護岸	9	420	4.7	6.5	護岸	広島港海岸(出島)	港湾局	11	1	広島市南区出島	1,325	5.4	7.2	護岸	広島市南区出島～宇品海岸	商業地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●防災計画の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	2	755	4.7	6.5	護岸	3	345	4.7	6.5	堤防	広島港海岸(元宇品)	港湾局	12	1	広島市南区元宇品	295	4.4	6.2	胸壁	広島市南区元宇品	住宅地、商業地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●を活用できる海岸の整備 ・遊歩道等の設置 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	2	180	4.7	6.5	護岸	3	940	5.4	7.2	人工海浜	4	80	5.4	7.2	護岸	5	740	4.9	6.7	護岸	6	440	4.6	6.4	護岸	7	270	4.6	6.4	護岸
地区海岸名	所管	番号					区域	配置				施設の種類	受益地域	整備の方向性																																																																																																																																																																																																																																																																								
			延長 (m)	規模 (T.P.M) (C.D.L.M)	代表防高 (C.D.L.M)	地域		状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																																																																																																																																																																																																																																																																												
草津漁港海岸(草津)	水産庁	7	1	広島市西区商工センター	20	5.7	7.5	護岸	広島市西区商工センター～扇	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-																																																																																																																																																																																																																																																																										
			2		35	5.7	7.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			3		155	5.6	7.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			4		60	5.6	7.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
広島港海岸(南観音)	港湾局	8	1	広島市西区観音新町	900	4.9	6.7	胸壁	広島市西区観音新町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																																																																																																																																																																																																																																										
			2		350	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			3		320	5.5	7.3	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			4		780	5.5	7.3	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																														
			5		600	4.7	6.5	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6		500	4.6	6.4	堤防																																																																																																																																																																																																																																																																														
広島港海岸(江波)	港湾局	9	1	広島市中区江波西	110	4.7	6.5	護岸	広島市中区江波東～江波東	住宅地、商業地、工業地、農用地	●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																																																																																																																																																																																																																																										
			17		385	4.8	6.7	堤防																																																																																																																																																																																																																																																																														
			2		995	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			3		230	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			4		190	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			5		690	5.3	7.1	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6		1,890	6.1	7.9	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			7		730	5.1	6.9	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8		190	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			9		760	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			11		225	4.7	6.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			10		220	4.7	6.5	堤防																																																																																																																																																																																																																																																																														
12	190	4.7	6.5	堤防																																																																																																																																																																																																																																																																																		
広島港海岸(吉島)	港湾局	10	1	広島市中区吉島西～南千田町	1,051	4.9	6.7	堤防	広島市中区吉島西～南千田町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保																																																																																																																																																																																																																																																																										
			2		240	5.5	7.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			3		210	5.5	7.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			4		130	5.5	7.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			5		220	4.7	6.5	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6		530	4.7	6.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			7		290	4.7	6.5	胸壁																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8		845	4.7	6.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			9		420	4.7	6.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
広島港海岸(出島)	港湾局	11	1	広島市南区出島	1,325	5.4	7.2	護岸	広島市南区出島～宇品海岸	商業地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●防災計画の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																																																																																																																																																																																																																																										
			2		755	4.7	6.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			3		345	4.7	6.5	堤防																																																																																																																																																																																																																																																																														
広島港海岸(元宇品)	港湾局	12	1	広島市南区元宇品	295	4.4	6.2	胸壁	広島市南区元宇品	住宅地、商業地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●を活用できる海岸の整備 ・遊歩道等の設置 ●海岸利用の推進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																																																																																																																																																																																																																																										
			2		180	4.7	6.5	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			3		940	5.4	7.2	人工海浜																																																																																																																																																																																																																																																																														
			4		80	5.4	7.2	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			5		740	4.9	6.7	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6		440	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														
			7		270	4.6	6.4	護岸																																																																																																																																																																																																																																																																														

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）								
<p>第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細</p>	<p>< 現行計画では資料編に収録 ></p>	<p>※) 表Ⅱ-2-1(1)～(14)のうち、対比表では(2)のみを示す。</p>  <p>図Ⅱ-2-1(2) 広島ゾーン</p> <table border="1" data-bbox="682 1522 934 1774"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設の新建または改良に関する工事を施工しようとする区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設の海岸保全施設の存する区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受益地域（想定浸水、想定視食区域）</td> </tr> </tbody> </table> <p>整備計画図 S=1:50,000</p>	凡 例			海岸保全施設の新建または改良に関する工事を施工しようとする区域		既設の海岸保全施設の存する区域		受益地域（想定浸水、想定視食区域）
凡 例										
	海岸保全施設の新建または改良に関する工事を施工しようとする区域									
	既設の海岸保全施設の存する区域									
	受益地域（想定浸水、想定視食区域）									

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第Ⅲ章 今後の取り組み方針</p>	<p>広島沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組み方針を以下に示す。</p> <p>(1) 地域住民との合意形成</p> <p>◇ 地域とともに歩む海岸づくりを目指すため、地域住民との合意形成を得ながら事業を実施していく必要がある。</p> <p>(2) 海岸関係者の役割分担と連携</p> <p>◇ 本計画の実現に向けて、行政と地域住民、事業者との役割分担と連携が必要である。</p> <p>◇ 国や市町をはじめ、環境・教育部局等の他部局との連携を図りながら、計画の着実な事業化を推進する。また、市民団体や事業者が、海岸に関する取り組みを主体的に行えるように、情報提供等の支援を行う。</p> <p>◇ NPO¹⁸⁾法人等の協力を得るなど、3者間のスムーズな連携を図るための仕組みづくりを行う。</p> <div data-bbox="445 945 1513 1722" style="text-align: center;"> </div>	<p><変更なし></p>

図Ⅲ-1-1 海岸関係者の役割分担と連携

広島沿岸海岸保全基本計画 現行計画と変更計画（案）の対比表

項目	現行計画	変更計画（案）
<p>第Ⅲ章 今後の取り組み方針</p>	<p>(3)計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項、区域指定及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて見直しを行う。 ◇ ただし、次のような自然的・社会的状況に著しい変化が生じた場合には適宜対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定外の災害の発生等により沿岸規模で外力を見直す必要が発生した場合。 ・ 気候変動による海面上昇の影響等、想定外の要因を考慮する必要が発生した場合。 ・ 土地利用の大規模な変更等、社会経済条件の大幅な変化が生じた場合。 ◇ 海岸整備を進めるにあたって、調査・研究の成果として新たな知見が得られた場合は、施設設計の考え方に研究の成果を活かして施設整備に係る計画を見直すなど、適宜基本計画に反映させる。 	<p><変更なし></p>